

**平成28年 第1回**

**仁木町議会定例会会議録**

**( 1日目 )**

**開 会 平成28年3月10日 (木)**

**散 会 平成28年3月10日 (木)**

**仁 木 町 議 会**

## 平成28年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

- 
- ◆日 時 平成28年3月10日（木曜日）午前9時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場
- 

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会委員長報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 行政報告  
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について  
仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について（専決第2号）  
日程第7 議案第1号 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第8 議案第2号 特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第9 議案第3号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第10 議案第4号 仁木町ふるさと振興基金条例の全部を改正する条例制定について  
日程第11 議案第5号 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）  
日程第12 議案第6号 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第13 議案第7号 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
日程第14 議案第8号 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
日程第15 執行方針 平成28年度仁木町町政執行方針  
平成28年度仁木町教育行政執行方針

## 平成28年第1回仁木町議会定例会(1日目)会議録

開 会 平成28年3月10日(木) 午前 9時30分  
散 会 平成28年3月10日(木) 午後 2時50分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

## 出席議員(9名)

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子  
4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一  
7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員(0名)

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	林 典 克	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉 谷 享)
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鹿 内 力 三	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典 克)
住 民 課 長	嶋 井 康 夫	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

開 会 午前 9時30分

---

○議長(横関一雄)おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成28年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(横関一雄)日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・佐藤議員及び2番・嶋田議員を指名します。

---

## 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長(横関一雄)日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長(住吉英子)皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る3月2日、水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、承認1件、議案26件、意見書3件、決議1件の合計31件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、4人から5件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。はじめに、定例会1日目。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の専決処分事項の承認につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第7から第9・条例改正につきましては、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10・条例改正につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第11から第14・補正予算につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第15・執行方針、平成28年度仁木町町政執行方針、平成28年度仁木町教育行政執行方針でございます。1日目はここまでとし、散会といたします。

次に、定例会2日目。日程第16・一般質問につきましては、通告順に従って、野崎議員1件、佐藤議員1件、上村議員1件、住吉議員2件の順でございます。日程第17から第20・平成28年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、平成28年度各会計予算特別委員会。委員数は、議長を除く全議員8名でございます。日程第21から第22の条例改正、並びに日程第23から第24の指定管理者の指定につきましては、予算に関連する議案のため、それぞれ平成28年度各会計予算特別委員会に付託し、審査いたします。

平成28年度各会計予算特別委員会の日程について、申し上げます。1日目・3月11日は、正副委員長の

互選を行います。2日目・3月14日は、付託議案の説明を行います。3日目・3月16日、4日目・3月17日は、付託議案の質疑を行います。5日目・3月18日は、付託議案の質疑及び討論・採決を行います。日程第25・条例改正につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第26・条例制定につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第27から第32の条例改正、日程第33の計画策定、日程第34の規約変更につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。2日目はここまでとし、散会といたします。

続いて、定例会3日目。日程第35から第37・意見書につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第38・決議につきましては、即決審議でお願いいたします。提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第39・委員会の閉会中の継続審査、日程第40・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

次に、会期について申し上げます。平成28年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日、3月10日木曜日。会期は、開会が3月10日木曜日、閉会が3月25日金曜日の、16日間といたします。なお、3月12日から21日まで休会といたします。

最後に、当面する行事については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長(横関一雄) 委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

### 日程第3 会期の決定

○議長(横関一雄) 日程第3 『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月10日から3月25日までの、16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月10日から3月25日までの、16日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会について、お諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、3月12日から21日までの計10日間、休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月12日から21日までの計10日間、休会することに決定しました。

### 日程第4 諸般の報告

○議長(横関一雄) 日程第4 『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から、平成27年度第11回及び第12回の例月出納検査報告書、並びに、平成27年度第2回定例監

査報告書が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりであります。定例監査報告については、後程この諸般の報告の中で、中西代表監査委員からその監査結果について報告いただくことになっております。

続いて、平成27年第4回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、配布しております。

1月26日の総務経済常任委員会所管事務調査、並びに、付託案件審査をはじめ、閉会中の議会活動、各委員の皆さん、大変お疲れ様でした。

2月24日には、後志町村議会議長会の定期総会が札幌市のポールスター札幌で開催され、出席してまいりました。定期総会では、平成28年度の事業計画などを審議し、北海道町村議会議長会への後志からの提案事項として、昨年を引き続き、「高速交通ネットワークの早期整備」を要望することで決定してまいりました。また、会員の方から、「飲酒運転根絶を宣言する決議」を各町村議会で提出する案が提案され、全会一致で可決されました。なお、本日開会の定例会に本決議案が提出されておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。定期総会終了後には、後志総合振興局長 橋本彰人氏から、「地方創生に向けた主な取組みについて」と題して、後志管内の各町村における取組みと地方創生に向け、後志地域の新たな可能性について、講話を拝聴してまいりました。

続いて、広域連合議会の開催状況について、報告いたします。北後志衛生施設組合議会及び北後志消防議会組合議会、両議会の臨時会が昨年12月28日に開催され、私が出席しております。

また、北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が2月10日に開催され、私と上村副議長が出席してまいりました。後志広域連合議会は、2月26日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

なお、私の活動報告については、議会事務局へ復命書を提出しておりますので、後程ご高覧いただきたいと思っております。

それでは、中西代表監査委員から、平成27年度第2回定例監査の結果について、ご報告いただきます。中西代表監査委員。

○代表監査委員(中西 勇) それでは、平成27年度第2回の定例監査について、報告をさせていただきます。

第1に、監査の概要でございますが、監査の実施日は、2月3日から5日までの3日間でございます。

次に2番目、監査の対象でございます。諸般の報告の9ページになります。(1)番目が、債権の管理についてでございます。(2)番目として、庁舎事務用パソコン機器の管理状況についてでございます。3番の監査方法、4番の監査結果の区分については、従前どおりでございますので、後程報告書をご覧いただきたいと思っております。

次に、10ページでございます。第2、監査の内容でございます。1番、債権の管理についてでございます。(1)の監査の目的、(2)債権の概要について、それぞれ述べておりますので、後程報告書をご覧いただきたいと思っております。次に、イでございます。時効の概要ということでございますが、このことについては債権管理の上で重要な部分でございますので、私の方からお話をさせていただきたいというふうに思います。債権の消滅時効は、一定期間の権利の不行使を要件として、当該権利の強制的実現力を失わせる、あるいは権利自体を消滅させるものであります。公法上の債権の時効は、地方自治法第236条第1項において、

他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは時効により消滅すると規定をされており、時効期間が満了すれば時効が成立し、債権が消滅することになっております。一方、私法上の債権につきましては、民法及び商法などが適用となります。民法では、消滅時効期間を原則10年とし、督促として短期消滅時効の定めがある。時効期間が満了しても債権者による援用がなければ、時効は成立しないとされており、債権者としては、時効消滅の効果が生じないように、債権の管理を行うことが必要であります。時効を中断させる手続きにも定められたものがございまして、法第236条第4項では、地方公共団体がする納入の通知及び督促は、法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有するとされており、この納入通知及び督促についての規定を除く部分は、法第236条第3項において、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用するとされており、民法での時効中断は、司法の手続によらなければ効力を有さないのに対し、地方公共団体がする納入の通知及び督促は、絶対的な時効中断効力を有するものであります。これらの定めに基づいた手続きを行うことにより、進行した時効の期間は消滅し、中断事由が終了した段階で再び進行を始めますが、その期間は新たに計算されることになっております。

次、11ページでございます。(3)債権管理における監査の概要をそれぞれ一表にしまして、表1、それから、申し訳ありません、表1ですね、1にそれぞれ関係する部分取りまとめておりますので、この部分については後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、12ページにまいります。庁舎事務用パソコン機器の管理状況についてでございます。このことにつきましても、配備の状況、OSの種類、購入年度等につきまして、それぞれ一表にまとめて、12ページに掲載をさせていただいておりますので、後程報告書の方をご高覧賜りたいと存じます。

それでは次、13ページにいきます。最後でございます。監査の結果でございます。1、債権の管理についてです。(1)といたしまして、指摘事項でございます。2点ほどございます。まず、1点目でございます。仁木町高等学校生徒学資金貸付について、貸付条例施行規則第6条で定める奨学生からの借用証書の提出に関し、平成24年度第2回定例監査において指導したところでございますが、未だ数名からの提出がなされておりました。2点目でございます。同条例施行規則第7条第3項では、借用証書等に記載する保証人が死亡等の事項により、その適性を失ったときは速やかに変更届等を提出しなければならないと定められているにもかかわらず、提出されていないものがございました。次に、(2)指導事項でございます。これはございません。(3)番、検討事項でございます。まず、1点目でございます。税外の徴収事務を行う職員に関し、自己の身分を証明するものの携行について定められていないことから、適切な取扱いについて検討する必要があるのではないかと存じます。次、2点目でございます。保育料は、児童手当法第22条の4において、市町村は保育料を滞納している受給資格者へ支給される児童手当から保育料を直接徴収することができるものと定められております。納付者間での不公平感の解消を図る上からも、特別徴収について検討する必要があるのではないかと存じます。次、3点目でございます。水道使用料は、私法上の債権であり、時効の援用がない限り債権は消滅しないことから、未納期間が長期化しております。滞納者の居所不明、倒産等により債権回収が困難な事由が発生している場合の措置について、検討する必要があるのではないかと存じます。

次に、2番目でございます。庁舎事務用パソコン機器の管理状況についてでございます。(1)の指摘事項、(2)の指導事項、(3)の検討事項について、それぞれございませんでした。本件監査にあたり、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当してはおりませんが、今後の維持管理について、次のとおり意見を添える

ということで、意見を付けさせていただいております。2点ございます。機器の保守管理及び情報の管理においては、熟練した知識と技術が必要であることから、人材の確保・育成について取組む必要があるというふうに存じます。2点目でございます。システムの使用状況や不正アクセス等の監視体制について、定期的なチェック体制を導入するなど、調査・研究していただきたいと存じます。以上で、平成27年度第2回定例監査の報告とさせていただきます。

○議長(横関一雄) 中西代表監査委員、並びに、宮本監査委員、何かとお忙しい中での定例監査、大変ご苦勞様でした。

佐藤町長には、只今の監査報告における指摘・指導・検討事項等を十分に精査されまして、種々改善されますことを、議長としても求めておきます。

さて、今定例会には、平成28年度の一般会計予算をはじめ、3特別会計の予算、更には、条例制定、条例改正、指定管理者の指定などが上程されております。議員各位ご承知のとおり、予算はこの1年間の収入と支出の見積りであると同時に、住民に対してどれほどの租税公課等の義務を付することになるのか、また、どれだけの行政サービスを行うかを定めるものであります。議員各位に、今定例会での活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

## 日程第5 行政報告

○議長(横関一雄) 日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成28年第1回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私が今の立場に就任させていただき、早いもので3年が経とうとしております。私は、初心を忘れることないためにも、就任して最初に経験いたしました平成25年仁木町議会定例会での所信表明を時折読み返すことがあります。今もそのときと変わらず訴え続けていることは、町民が自らの意思で自らの町を自らの手で築くということであり、これからの日本は、ますます少子高齢化が進み、先行きが不透明な時代に入ると言われておりますが、本町も同様に多くの解決すべき課題が山積しております。しかし、厳しい時代、いかなる困難な状況を迎えようとも、地域が自立心を持ち前向きな姿勢で何事にも臨むことにより、明るい未来が待ち望んでいるというふうに信じております。今、国は地方創生を急速に進め、各自治体の力を試しております。十数年前に国が推し進めました平成の大合併のように、努力している自治体事例もございますが、大半が厳しく痛みを分かち合うような施策だけでは、根本的な解決に結びつかないことが実証されております。しかし今、国は再び地方創生の中で、他の地域との連携を求めています。ここでいう地域間連携とは、地域同士が持つ共通の問題解決に向けて、連携を図り取組むことやそれぞれの利点をつなぎ合わせ、更に強固にするものであります。また、地域との連携だけではなく、住民はもちろんのこと、民間など他の団体組織ともつながりを深め、問題解決に向けて取組むことが求められておりま

す。したがって、今後連携することを基軸とする事業を広く展開してまいりたいと考えているところであります。本町といたしましても、この度の定例会におきまして、地方創生に関連する施策のための予算等を提案させていただいておりますので、慎重なるご審議を賜りたく存じます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認1件、議案26件、計27件の議案を提出しております。平成28年度予算案等のご審議をいただくにあたり、私の方から来年度に向けて、町政に対する考え方及び予算案の概要について申し上げ、議員各位の皆様のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます、平成28年第1回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、仁木町教育大綱の策定について、申し上げます。私はこの度、教育委員会と協議を重ね、仁木町教育大綱策定いたしました。教育大綱は、昨年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の3の規定に基づき、策定が義務付けられており、昨年8月に首長と教育委員会が協議・調整をする場として、仁木町総合教育会議を設置いたしました。この間、角谷教育長をはじめ、4名の教育委員と4回の会議を開催し、協議を進めてまいりました。教育大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、この度の大綱は、教育政策の方向性を共有し、教育基本法第17条に規定される基本的な方針を参酌した上で、現行計画である第5期仁木町総合計画や仁木町教育目標、更には、第7期仁木町社会教育中期計画などを勘案し策定したものであります。大綱の内容といたしましては、理念を心豊かに学び育むまちづくりとし、目標として、未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造、うるおいとやすらぎを生む心の豊かさと文化の創造の2点を掲げ、学校教育の推進、生涯学習の推進、社会体育の推進、交流の4点を重点事項としております。詳細につきましては、別途お手元に仁木町教育大綱を配布しておりますので、後程ご高覧願います。なお、策定いたしました大綱は、首長が定めるものとされておりますが、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行権を首長に与えたものではなく、教育委員会の権限に属する事務については、従来どおり教育委員会が管理・執行するものであります。今後におきましては、総合教育会議や教育懇話会などを通して、緊密に情報交換し、両者が教育政策の方向性を共有した中で、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図るとともに、策定いたしました大綱を尊重し町政を執行してまいります。

次に、仁木町まち・ひと・しごと創生及び人口ビジョンについて、申し上げます。まち・ひと・しごと創生法に基づき、本町において平成27年中の策定を目指し、人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に取り組んでまいりましたが、昨年12月28日に仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定いたしました。人口ビジョンの内容は、本町の人口動態を分析し、将来の人口推計を行いながら、2040年までの目標人口を3000人に設定したものであり、また、総合戦略は本町が次世代に向けて維持・発展を遂げ、目指すまちの姿やまちづくりにおける理念を明確にするとともに、中期的な施策群の基本的方向、具体的な施策をまとめたものであります。今後は、町民の皆様をはじめ地域が一丸となって、本総合戦略に取り組み、PDCAサイクルによる検証結果の下、随時必要な見直しを行ってまいります。

次に、ふれあい遊トピア公園施設の罹災について、申し上げます。ふれあい遊トピア公園につきましては、指定管理者制度を導入しているところでありますが、本年2月10日に指定管理者から積雪によりバーベキューハウスが倒壊したとの報告を受けております。担当課がすぐに状況を確認し事情を聞いたところ、倒壊した施設の屋根には70cm程度の積雪があり、2日前から順に施設内の雪下ろし等除雪作業をしている

最中に倒壊してしまったとのことであります。今後におきましては、倒壊現場への立入禁止の措置をとり、安全対策を講じた上で、町で加入している全国自治協会建物災害共済保険での原状復旧手続を進めているところであります。

次に、平成27年度仁木町地域防災訓練について、申し上げます。暴風雪による大規模災害を想定した平成27年度仁木町地域防災訓練を、2月16日に銀山地区で実施いたしました。今回の訓練は、銀山地区を対象とした総合訓練として銀山生活改善センターに避難所を開設し、仁木町地域防災計画に基づく非常配備の確認、住民広報の課題検証、その他防災体制に係る検証などを行ったところであります。また、今回初めてとなる防災行政無線による広報訓練のほか、昨年1月23日に陸上自衛隊第11特科隊と災害協定を締結したことから、自衛隊の雪上車による住民救助訓練を銀山学園及び長沢会館で実施いたしました。訓練には、住民救助訓練及び住民避難訓練に参加した99人のほか、町職員及び消防職員ら関係者を加え、151人が参加いたしました。今後におきましては、訓練の結果から課題等を把握した上で、万が一の暴風雪災害に備え、非常配備体制及び関係機関との連携を強めてまいります。

次に、地場農産物消費拡大推進事業「N I K I まるしえ」及び「N I K I 米まるしえ」について、申し上げます。「N I K I まるしえ」は、本町の特産品である果物や農産物など、また、「N I K I 米まるしえ」では、本町産新米の更なる消費拡大、町民の皆様への還元を目的に新たな取組みとして、仁木町観光協会が主体となり、計4回開催いたしました。更に、町外の皆様への更なる販売促進PR事業として本年に入り、本町の魅力あふれる農産物の一つである米を2月11日に新千歳空港センタープラザ、2月17日に大通ビッセ地下歩道において販売し、ななつぼし2kg入り500袋を完売いたしました。私も新千歳空港センタープラザへ出向き、来場者との対面販売という貴重な体験をさせていただきました。また、2月27日には新おたる農業協同組合本所前で「N I K I 米まるしえ」第2弾を開催し、当日販売を含め予定数量の1100袋を完売したところであり、改めて本町産農産物の消費拡大と新たな魅力が発信されたものと感じております。

次に、仁木町地域公共交通網形成計画の策定について、申し上げます。本町では、国の地域公共交通調査事業を活用し、地域公共交通の課題の整理や既存公共交通との連携及び利用促進策など効率的な運行と利用者の利便性の向上を図る地域公共交通体系の実現に向け、仁木町地域公共交通活性化協議会会議を3回開催し、本年3月に仁木町地域公共交通網形成計画を策定いたしました。計画の目標では、小・中学生の通学手段の確保、高齢者における公平性の高い移動手段の確保や住民の協力を含む関係者の連携、地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成などを記載しておりますので、今後につきましては本計画に基づき、小型車両を用いた実証運行などの取組みを進めてまいります。

次に、後志管内とのタイアップ協定について、申し上げます。リゾートと地域が連携・交流し、ともに発展する国際リゾートエリアの形成を目指したタイアップ協定書の協定締結式が、3月3日に倶知安町グランヒラフで行われ、私が出席し協定を締結してまいりました。本協定は、後志総合振興局、後志教育局、後志管内20市町村、後志地域のリゾート施設及び農業協同組合で構成し、後志管外から冬季のリゾート施設に就業している多くの人たちを夏季の農業分野等の雇用に結び付け、通年雇用化を図ることにより、後志に人を呼び込む取組みである「しりべし『まち・ひと・しごと』マッチングプラン」及び国際色豊かな地域性を活かして後志の人を育てるとともに、外国人にとっても住みやすい地域を作る取組みである「Shiribeshi グローバル人材育成プラン」の2つのプランからなるもので、移住・定住の推進や世界に羽ばたく人材の育成、外国人にとって住みやすい地域づくりなどを目標としているところであります。今

後につきましては、本連携事業を活用できるものにつきましては、北海道、管内市町村及び関係団体と連携を図り、取組みを進めてまいります。

次に、ふるさと納税について、申し上げます。ふるさと納税につきましては、昨年4月から地元特産品のPRや地元事業者の活性化を図ることを目的として、寄附者に返礼品を贈呈する事業を開始したところ、平成27年度は約1万件の申込みがありました。また、寄附金の使途といたしましては、寄附いただいた方への特産品贈呈事業に係る経費を除き、ふるさと振興基金に積み立てることとし、地域づくりに必要な経費に活用してまいります。つきましては、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、大江地区コミュニティセンター(仮称)建設工事について、申し上げます。昨年6月から着工しておりました大江地区コミュニティセンター(仮称)建設工事が本年2月5日に完成し、完成検査を実施の上、2月16日に受渡しを行いました。その後、3月4日に大江地区の皆様に対して、施設の見学会を開催いたしました。今後につきましては、本年4月の供用開始に向け、大江生活改善センター及び現大江へき地保育所からの使用物品の移動等を大江連合町内会、並びに、大江へき地保育所父母会と協力して進めてまいります。供用開始後は、地域コミュニティの活性化を図る地域の交流拠点として、地域住民同士、更には、併設されているへき地保育所の子どもたちと地域住民の方々との交流が今まで以上に深まるものと期待しているところであり、より多くの方々に利用していただけますよう指定管理者制度を導入し、管理・運営を行ってまいります。なお、大江コミュニティセンター及び大江へき地保育所の指定管理者の指定について、今定例会に上程させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成27年度施設園芸ハウス導入事業の実施結果について、申し上げます。町は、厳しい気象条件下にあっても安定的な農業生産が可能となるよう、平成26年度から3か年事業として農業者の所得向上や新規就農者の定着を支援することを目的に、施設園芸ハウス導入事業を創設し事業費の2分の1を助成し、新規就農者に対しては3分の2以内の助成をいたしました。この度、事業主体であります新おたる農業協同組合から、平成27年度事業の実施報告の提出がありましたので報告いたします。申請件数は46件で、申請面積が計2万1418.8㎡、申請棟数が91棟となり、総事業費は4347万1122円でありました。町の補助金交付決定額は、個々の事業費に2分の1又は3分の2を乗じ、1000円未満切捨て後の金額を集計し、2312万4000円となりました。

次に、平成27年度経営所得安定対策の実施状況について、申し上げます。経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることを目的に、平成23年4月から農業者戸別所得補償制度として本格実施され、平成25年度からは経営所得安定対策に名称が変更されましたが、基本的には農業者戸別所得補償制度と同じ枠組みで実施されております。新おたる農協管内地域農業再生協議会が取りまとめた平成27年度経営所得安定対策の12月末現在における本町の実施状況について、報告いたします。米の所得補償交付金につきましては、実施戸数が81戸、実施面積が406㍎で、交付金は2986万5750円となりました。次に、水田活用の所得補償交付金につきましては、実施戸数が107戸、実施面積が119㍎で、交付金は8416万7694円となりました。次に、そば及び飼料用米の数量面積払による交付金につきましては、それぞれ実施戸数20戸、交付金967万8825円及び68戸、1714万2374円となり、交付金の合計額は1億4085万4643円となりました。

次に、平成27年度農業基盤整備促進事業について、申し上げます。本事業は、農業競争力強化の一環と

して、国の公共事業として平成26年度から28年度の3か年にわたり実施されるもので、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備等に対しまして、支援が受けられるものであります。水田所有者からの要望に基づき、事業初年度にあたる平成26年度におきましては、水田の区画拡大10件、面積11.09％、定額助成額1109万円、2年度目にあたる今年度におきましては、水田の区画拡大6件、面積9.8％、定額助成額980万円を実施いたしました。なお、3年度目である平成28年度におきましては、水田の区画拡大9件、面積11.2％、定額助成額1120万円を実施する計画となっており、3か年間の助成額の合計は3209万円となる見込みであります。

次に、農業研修生の住宅建設について、申し上げます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)を活用して実施いたしました、農業研修生の住宅を建設する農業研修生受入環境整備事業につきまして、新おたる農業協同組合が事業主体となり、総事業費が4440万5280円、そのうち町補助金が1800万円で発注いたしまして、昨年11月2日に地鎮祭を行い、本年3月16日に建設工事が完了する予定であります。今月24日には、落成式を実施する予定となっており、また、入居に関しましては5月を予定しているとの報告を受けております。

次に、余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトについて、申し上げます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)上乗せ交付分を活用して実施いたしました事業につきまして、ワインツーリズム調査事業及びブランド発信力強化事業の6事業発注分のうち、2事業が完了しております。なお、委託業務の報告書につきましては、平成29年度に策定する各種計画への反映や就農希望者への農地斡旋等に活用してまいります。人づくり事業につきましては、本町のワイン観光事業の収益性の向上に向けた計画・目標の策定及び取組みの推進、並びに、広域的なワインツーリズムの構築を目的に、ワイン用ブドウ生産者、ワイナリー事業者及び観光振興団体等を構成員とした仁木町ワイン観光事業検討協議会を昨年12月25日に設立いたしました。この間、これまでに2回の会議を開催し、国内・国外視察及び仁木町ワイン観光事業のPR番組の事案について協議してまいりました。国内視察につきましては、寒河江同協議会長以下17名で視察団を編成、町からは美濃副町長と職員2名を参加させ、2月8日から10日にかけて山梨県の甲州市を訪問し、甲州市産業振興課ワイン振興室をはじめ、3か所のワイナリー及び観光拠点施設である甲州市ぶどうの丘を視察してまいりました。甲州市では、市が策定した甲州市景観計画の概要、甲州市におけるワイン振興に関する取組状況について説明を受けました。ワイナリー視察では、株式会社キスヴィン、丸藤葡萄酒工業株式会社、勝沼醸造株式会社を訪問し、ワイナリー施設の概要、圃場におけるワイン用ブドウの栽培技術などについて説明を受け、意見交換を行いました。最新のブドウ栽培技術を導入し、高品質なワイン醸造に取り組む新興ワイナリー及び三代、四代と事業を継承し、国内外から高い評価を得ている実績と歴史のあるワイナリーをそれぞれ視察することができました。甲州市におけるワインツーリズムは、大小様々なワイナリーの集積と首都圏から1時間半という好アクセスを強みに、歴史・文化遺産と甲州盆地の自然を融合したツーリズムを構築していました。また、国外視察につきましては、寒河江同協議会長をはじめ12名の視察団を編成、町からは私と職員2名が参加し、2月19日から24日にかけて、アメリカ・カリフォルニア州のナパバレーを視察してまいりました。およそ500軒のワイナリーが点在し、年間約500万人もの観光客が訪れるワインツーリズムの先進地であるナパバレーにおいて、3日間で13か所のワイナリーを視察し、景観づくりや圃場の見学を通して、今後の余市町・仁木町が連携した広域的なワインツーリズムの確立及び景観づくりの方向性、今後のワイン観光振興のあり方等を考察してまい

りました。両視察の報告につきましては、後日協議会から町に提出していただきますが、参加者からは有意義な視察研修であったとの声を伺っており、私も充実した内容であったと判断しております。また、今後におきましては、仁木町ワイン観光事業検討協議会主催で視察研修の報告会を予定しているとのことであります。なお、別途お手元には、仁木町ワイン観光事業検討協議会国外視察研修報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

行政報告は以上であります。只今申し上げましたとおり、別途お手元には、仁木町教育大綱、仁木町ワイン観光事業検討協議会国外視察研修報告書のほか、仁木町公の施設の指定管理者の指定に関する資料(議案第11号、議案第12号関連)、平成27年度事業発注状況表(契約金額が100万円以上の事業)、平成27年度事業発注状況表(契約金額が100万円未満の事業)を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長(横関一雄) 佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長(角谷義幸) 改めまして、おはようございます。平成28年第1回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

仁木町民スキー場について、申し上げます。指定管理者として、株式会社北海道名販(代表取締役 元田英樹氏)が管理運営を行っております仁木町民スキー場の今シーズンの運営につきましては、積雪の状況から当初予定しておりました12月23日にオープンすることができず、12月31日にオープンし営業を行ってまいりました。2月15日以降は学校授業などの利用が終了したことにより、指定管理業務の仕様書に基づき、平日は午後からの営業とし、大きな事故もなく3月6日をもちまして営業を終了しております。営業期間中には、1月4日から9日までの6日間、仁木スキー連盟主催による小学生スキー教室が開催され、例年より多い193名(前年度は152名)が参加し、大変盛況であったと伺っております。また、第34回仁木町民スポーツスキー大会兼第38回ジャイアントスラローム大会(23名参加)につきましては、当初2月13日に開催を予定しておりましたが、天候に恵まれず、2月27日開催の第25回フルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム競技大会(43名参加)終了後の同日開催とし、両大会とも無事終了しております。リフト利用シーズン券につきましては、平成27年第4回仁木町議会定例会教育行政報告で申し上げましたとおり、指定管理者におきまして条例で定める金額の4割引きに設定し、販売いたしました。利用状況につきましては、リフト利用者の延べ輸送人員は6万3148人(前年度6万6776人、前年度対比3628人、約5%の減)、リフト利用券売上金額は557万8720円(前年度505万6410円、前年度対比52万2310円、約10%の増)との報告を指定管理者から受けております。利用者が減少した要因といたしましては、積雪量が少なくオープンが遅れたこと、開設中も降雨や吹雪など天候に恵まれなかったことなどが考えられます。一方、リフト利用券売上金額が増加した要因につきましては、小学生スキー教室参加者等によるシーズン券やスノーボード愛好者等による11回券及び4時間券の売上によるものと考えております。今後も町民の冬期間のスポーツ振興・普及・体力向上を目指し、地域に愛されるファミリースキー場として、多くの皆様に利用していただくため、安全管理体制の保持を第一に指定管理者等とともに、鋭意努力してまいります。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長(横関一雄) 角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

## 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

### 仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決第2号)

○議長(横関一雄) 日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決第2号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決第2号)。

次のページをお開き願います。仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決第2号)。仁木町税条例の一部を改正する条例(平成27年仁木町条例第17号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年12月30日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。専決処分書、仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決第2号)。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成27年12月30日、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男) 承認第1号、仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決第2号)について、ご説明申し上げます。

まず、条例改正に至った経緯でございますが、町税における個人番号・法人番号の利用については、昨年10月2日付総務省自治税務局各課長通知「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」で示され、昨年12月招集の平成27年第4回定例会で、仁木町税条例におきましても所要の改正を行ったところであります。この条例改正に伴い、町が納税義務者、特別徴収義務者等から申告・申請を受ける手続きにおきましては、原則として個人番号又は法人番号の記載を求めることになりました。しかし、平成28年度与党税制大綱において、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認等の納税義務者等の負担を軽減するため、一部手続きにおける個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示され、昨年12月22日に後志総合振興局から見直しの通知がありました。

改正の趣旨といたしましては、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続きと合わせて提出され、又は、申告の後に関連して提出され则认为される一定の書類について、個人番号の記載を要しないこととされたため、先に改正を行い本年1月1日から施行された仁木町税条例の一部を改正する条例について改正する必要が生じました。今回の改正につきましては、平成27年改正条例の改正を行うものであり、番号法に関連する施行期日を本年1月1日と定めておりますので、番号法の施行前に改正する必要があり、改正内容が申請手続きに伴う軽微な改正であることや納税義務者の負担軽減につながることを、通知を受けてから施行日まで短期間であったこと等を考慮し、昨年12月30日付け専決処分により改正を行ったものであ

ります。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明を行います。新旧対照表をお開き願います。第51条第2項第1号の改正でございますが、これは町民税の減免の規定でございます。町民税の減免申請にあたり、改正前は納税義務者の個人番号の記載を規定しておりましたが、改正後は個人番号の記載を要しないこととしております。

次に、第139条の3第2項第1号の改正でございますが、これは特別土地保有税の減免の規定でございます。特別土地保有税につきましても、減免申請にあたり、改正前は納税義務者の個人番号の記載を規定しておりましたが、改正後は個人番号の記載を要しないこととしております。

附則につきましては、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行するというものでありまして、昨年12月30日に公布・施行しております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決第2号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案とおりの決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決第2号)』は、承認することに決定しました。

## 日程第7 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 日程第8 議案第2号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 日程第9 議案第3号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第7、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第9、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』、以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)それでは、一括提案されました3件につきまして、提案説明を行います。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成3年仁木町条例第2号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第2号でございます。議案第2号、特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例(昭和44年仁木町条例第1号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第3号でございます。議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例(昭和41年仁木町条例第15号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上3件を一括提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 林総務課長。

○総務課長(林 典克) 議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの条例改正につきましては、関連がありますので一括でご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、昨年8月6日の人事院勧告により、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について勧告が出されております。今回の主な改正は、民間給与との格差0.36%を埋めるため、俸給表の水準の引上げ及び民間ボーナスが公務員ボーナスを上回ったことを受けて、ボーナスの支給月0.1月を上げる改正となっております。これに伴い、政府は人事院勧告どおりの実施を決定したところであります。本町といたしましても、公務員の労働基本権の制約の代償措置であります人事院勧告を尊重し、また、国準拠の基本的理念の下、職員給与等に対して人事院勧告どおりの改定方針を決定したところであります。合わせまして議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月0.1月を上げる条例改正であります。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条関係の改正につきましては、第5条の期末手当の支給額の条文中、12月の支給率100分の212.5を100分の222.5に改め、支給月を0.1月上げるものであります。

2ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中、6月の支給率100分の197.5を100分の202.5に改め、12月の支給率100分の222.5を100分の217.5に改めるものでありまして、6月の支給月数を0.05引上げ、12月の支給月数を0.05引下げまして、総支給月数を4.2月とするものでありまして、支給月数に変更はございません。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。第1条関係の改正は、平成27年12月1日から遡及適用するものであります。なお、第2条関係の改正につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。なお、議案第2号、特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、只今ご説明いたしました議案第1号、

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と同じ改正内容でありますので、説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

続きまして、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

改め文の7ページの次のページであります、新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条関係をご説明いたします。第23条の勤勉手当につきましては、第2項第1号中、職員の勤勉手当の支給率100分の75を12月に支給する場合を100分の85に改め、0.1月引上げるものであります。第2項第2号、再任用職員の勤勉手当の支給率100分の35を12月に支給する場合を100分の40に改め、0.05月引上げるものであります。別表第1につきましては、民間給与との格差0.36%を埋めるため、俸給表の水準を引上げております。1級1号俸の初任給を2500円引上げております。また、若年層につきましても同程度の改正をしております。なお、給与制度の総合的見直し等によりまして、高齢層における官民の給与差が輻輳することとなることを踏まえ、1100円の引上げを基本に改定しております。

7ページをお開き願います。第2条関係をご説明いたします。第1条の条例の目的につきましては、引用法律の条項の変更によりまして改正であります。第4条の給料表につきましては、第3項の標準的な職務の内容は規則で定めることとしておりましたが、条例で定めなければならなくなったため、その規定を削除しまして、第4条の2で新たに等級別基準職務表を定めております。第5条の初任給、昇給の基準につきましては、第4条第3項の規定を削除したことによる改正であります。

8ページをお開き願います。第22条の3第2項につきましては、引用法律の変更に伴う改正をしております。第23条の勤勉手当につきましては、人事評価の結果及び6か月以内における勤務の状況に応じて支給することとしております。第2項第1号中、職員の勤勉手当の支給率を100分の80としまして、6月及び12月の支給月数を同じくしております。第2項第2号、再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の37.5といたしまして、6月及び12月の支給月数を同じくしております。

9ページをお開き願います。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。なお、第1条関係の改正は、平成27年4月1日から遡及適用するものであります。また、第2条関係の改正につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)一括議題、3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)1番・佐藤。今、只今の第1号議案から第3号までご説明あったわけでございますけれども、今回の条例改正によりまして補正等、当然今回絡んでくると思いますが、予算的にはどの程度になるのでしょうか。

○議長(横関一雄)林総務課長。

○総務課長(林 典克)今回のですね、条例改正によりまして、支給されます手当等につきましては、議会議員の支給額は、16万円であります。長特別職の支給額は、19万円あります。一般職につきましては、286万2000円でありまして、総額につきましては321万2000円となります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)他にございませんか。嶋田議員。

○2番(嶋田 茂) 2番・嶋田です。この中でですね、前々から気になっていたのが、よく出る勤勉手当は人事評価の結果というふうに出ているんですよね。それについては、昨年度もそういう質問をさせていただいて、どういう方法でやるかっていうのが出てないんですよね。それは、実際にもう全部できていて、どういう評価の仕方をするという方法あるんでしょうか。

○議長(横関一雄) 林総務課長。

○総務課長(林 典克) 人事評価につきましては、平成28年4月からですね、実施いたします。その内容につきましては、今取りまとめておりまして、定例会終了してからですね、全員協議会の中でご説明したいと思います。それで、今までもですね、勤勉手当のですね、支給に関しては、職員の昇給につきましては、当該職員の勤務成績について監督する位置にある者からですね、証明を得ております。勤務成績につきましては、全職員がですね、良好であるということで証明を得ておりまして、それをですね、基にですね、ボーナス等の勤勉手当のですね、率を定めて支給しております。以上であります。

○議長(横関一雄) 嶋田議員。

○2番(嶋田 茂) 説明はわかるんですけど、自分たちのその勤勉さを自分たちが評価するような感じなんですよね。要するに、上の者が下の者を評価するという形ですよね。自分たちの、自分ですよね。当然、極端に言うと、第三者がいると本当は良いんだろうと私は思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長(横関一雄) 林総務課長。

○総務課長(林 典克) 勤務成績の証明ということでありまして、課長職はですね、副町長が判断しますと、主幹以下はですね、課長が判断してですね、その勤務内容を見まして良好であるということで、そういう報告を受けております。以上であります。

○議長(横関一雄) 嶋田議員。

○2番(嶋田 茂) 実際に私の考え方としては、これ人事院勧告があって、それで上げるっていうのはわかるんですけど、それだったらそれでこの27年度の間、どういう評価の仕方をして、どういうふうにするにいろいろな項目があって、その中でどういうふうに見方をするのかっていうのをたぶんそれを出してくれるとありがたかったんですよね。それも出してないんですよね。だって、言葉だけだったんですよ。実際に、その27年度からその試験的な感覚でやるような話もしていました。それ、28年度からやるんで、それをきちんとやりますという総務課長の話だったんです。それ、何にも私たち聞いてないんですよね。それを実際に本当に27年度にそういう評価の仕方とかきちんと出したのか、みんな意見を出し合って、それをやったのか。そこはどうなんでしょうか。

○議長(横関一雄) 林総務課長。

○総務課長(林 典克) 人事評価につきましては、職員を対象にですね、3回ほど研修会を行っています。それを踏まえてですね、今、規則なりその様式ですか、それを今作成しましたので、定例会終了後にですね、議員の皆様にお示しして説明したいと考えております。以上であります。

○議長(横関一雄) 嶋田議員。

○2番(嶋田 茂) 今のその、定例会終わってから出すんだったら、もうできているんですよね。実際に評価の部分ですから、当然それを見て評価するわけですから、私たちもその上げる前にそういうのを見ておきたいと思うんですけど、ありますか。

○議長(横関一雄) 美濃副町長。

○副町長(美濃英則) 只今の質問でありますけれども、人事評価制度の関係でございますけれども、今これが法律的にですね、地方公務員法に基づいて、各町村、28年度からやりなさいということになっておりますので、うちの町も28年に向けてですね、今準備しているところで、概略のことはできておりますので、それを皆さんにどういう内容で28年度から進んでいくかということをごすね、まず皆さんにお示しをするということで考えております。それで、管内調べてもですね、各町村、仁木と同じようなやり方でやるわけなんです。ですから、27年度の中について、今その準備段階ということで、それぞれ研修会をやったり、あるいは課長職を対象に部下をどういうふうに評価していただくか、それからどういう制度なのか、人事評価する側される側を含めてですね、細かなところまで専門職に入ってくださいですね、会議をやったり勉強会をやったりしておりますので、28年に本格的にそれを実施していくものでありますから、28年度に入る前にですね、皆さんの方にこの議会の場を借りてですね、たぶん全体協議会になると思いますけれども、その場を借りてこういうような方向で進んでいきたいんだということをお示したいと思っております。以上です。

○議長(横関一雄) 嶋田議員。

○2番(嶋田 茂) 今の副町長の答弁で、内容はわかるんです。実際にわかるんです。ただ、当然その職員の皆さんが一生懸命やってくれて、やっぱりみんな一致団結して、この町を良くしていくっていう考えで、それを一生懸命やってくれる部分はやっぱり評価してやらなきゃならないし、けどもそういう中でもやっぱり人数いますから、やっぱりできない人も出てくるわけでしょう。やっぱり人材を育てなきゃならないんで、上の者がその若いの、入ってきた人たちも今後のその未来を見た中で、その人材を育てるっていうのも大事なんですよ。そういう見極め方がきちんとできるのかできないかっていうものを、逆にその4月1日から新年度になるのに、今、定例会の中で25日までやりますよね、それからあと1週間ぐらいしかありませんよね。その間で準備してって、今準備してってというのは遅いと思うんですよ、実際に。どうでしょう。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の嶋田議員の質問にお答えしますが、今回のこの人事評価制度というのはですね、もう昨日今日準備したわけじゃなくて、これまでも専門職の方々と、そして先程申し上げましたとおり、庁内でいろいろ検討して進めてまいりました。正直申しますと、この人事評価制度っていうのはですね、公務員のための人事評価制度っていうのは、一企業の人事評価制度また特殊ですね、皆さんの意見や声をその人事評価制度に反映させてやるというのは、なかなかそれもまた難しいのも事実なんです。今回、この公務員のための人事評価制度というのをですね、各自治体で一斉に始めるわけではありますけれども、その中で、今後進めていく中で、徐々にその中で優劣の仕方とか、又は、評価の仕方というのをですね、それぞれの自治体で特徴を出しながら行っていく可能性もあるだろうし、又は、そのままの状態です人事評価制度を進めるところもあるだろうし、今後は自治体のそのやり方、進め方次第だと思っておりますよ。今、立上げとして、各自治体そういう機関を通じてですね、今、人事評価制度の土台を作って、皆様方に提示させていただいて始めさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長(横関一雄) 嶋田議員。

○2番(嶋田 茂) 当然ですね、人を評価するというのは、大変なことだと思うんですよ、実際に。どうい

う目線から見て、人を判断するというのをきちんと、やっぱりそのいわゆる対価を払うということは、それに対して仕事をしてもらうということなんですよ。当然、対価が入るから人間は働くっていうのは、これが通常の人です。だから、そういう部分では、この評価っていうものをきちんと出してですね、本当にその人に、それは仁木町の、要するによその町はどうでも良いんですよ、俺ははっきり言って。これがあるんだったら、仁木町をこういうふうにしたから良くなったんだっていうそういう形を出していただければと思っているんですよ、実際に。だから、実際にできる人できない人って当然見るといいますんで、今後それが出てくるというときに、定例会が終わってからって言うんですけど、それはきちんと出来上がったものを出していただければと思います。以上です。

○議長(横関一雄) その他に、質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案とおりに決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 議案第4号

### 仁木町ふるさと振興基金条例の全部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第10、議案第4号『仁木町ふるさと振興基金条例の全部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)それでは、議案第4号でございます。

仁木町ふるさと振興基金条例の全部を改正する条例制定について。仁木町ふるさと振興基金条例(平成元年仁木町条例第6号)の全部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三)議案第4号、仁木町ふるさと振興基金条例の全部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

改正の経緯でございます。仁木町ふるさと振興基金条例(平成元年仁木町条例第6号)につきましては、平成元年に自ら考え、自ら行う地域づくり事業の資金に充てるために設置した基金でございますが、現在、同事業は実施していないことから、今年度から本格的に取り組みましたふるさと納税につきまして、その寄附金の一部を財源として同基金へ積立て、次年度以降の町の振興発展及び地域づくり事業の資金に使用するために、条例の全部を改正するというものでございます。これにより、ふるさと納税寄附金を次年度以降、活用していく事業を明確にするものでございます。

次のページでございます。第1条は、設置でございます。ふるさと納税の寄附金などの一部を財源として、地域づくり事業の資金に充てるため、仁木町ふるさと振興基金を設置する。第2条は、積立でございます。基金は予算で定めるところにより、積立てるものとする。第3条は、管理でございます。基金の管理の方法を定めたものでございます。第4条は、基金から生ずる収入でございます。基金から生ずる収入は、この基金に繰入れるものとする。第5条は、基金の使用でございます。基金は、町の振興発展及び地域づくりに必要な経費に使用するものとする。2、基金を使用する場合は、その基金を一般会計の歳入に繰出し、その歳出として支出するものとする。第6条は、繰替運用でございます。他の基金同様に、繰替運用の方法を定めたものでございます。第7条は、委任規定でございます。

附則は、この条例は公布の日から施行するというものでございます。説明は以上です。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。嶋田議員。

○2番(嶋田 茂)2番・嶋田です。1ページの第1条のふるさと納税の寄附金等の一部を財源って書いてあるんですが、昨年度のふるさと納税で寄附をしてもらった部分ありますよね。その部分を一括で入れるんでなくて、一部だけなんですか。

○議長(横関一雄)鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三)寄附金の積立額について、ご説明申し上げます。寄附金は、トータルで1億円程度でございます。そこから寄附をされた方に町の特産品などの返礼品を贈呈しております。その返礼品の経費の相当額を控除して、今回ふるさと納税寄附積立とするものでございます。本定例会の補正予算にも計上しておりますけれども、1億円の寄附に対しまして、ふるさと納税の寄附の積立は3263万8000円を予算計上しているものでございます。以上です。

○議長(横関一雄)他に質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町ふるさと振興基金条例の全部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町ふるさと振興基金条例の全部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時05分

---

再 開 午前11時20分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

---

日程第11 議案第5号

平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)

○議長(横関一雄)日程第11、議案第5『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第5号でございます。

平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)。平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7730万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6302万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正による。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男) 議案第5号、平成27年度一般会計補正予算(第7号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から2ページの21款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計7730万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を36億6302万1000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から4ページの12款、公債費まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計7730万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を36億6302万1000円とするものでございます。

次に、5ページでございます。第2表、繰越明許費でございます。本事業につきましては、平成27年度内に支出の終わらない見込みであることから、平成28年度に予算を繰越して使用するというものでありまして、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないことになっております。繰越す予算につきましては、2款、総務費、1項、総務管理費。事業名につきましては、情報セキュリティ強化対策事業で、金額につきましては4924万8000円でございます。

次に、6ページでございます。第3表、地方債補正、1.追加でございます。仁木町社会福祉協議会補助事業から街路灯補助事業までの4事業及び合併処理浄化槽設置補助事業につきまして、過疎対策事業債のソフト分として合計5280万円の追加。情報セキュリティ対策事業につきましては、一般補助施設等整備事業債530万円を追加するものでございます。2.変更につきましては、デイサービスセンター運営補助事業につきましては、過疎対策事業債のソフト分の限度額を1480万円に、(仮称)大江地区コミュニティセンター建設事業につきましては、国庫補助金の額の確定に伴い、過疎債と辺地債の限度額を1億3910万円に、それぞれ変更するものでございます。

次に、7ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、8ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の財源内訳でございますが、国・道支出金4594万7000円の減、地方債8330万円の増、その他財源3万8000円の減、一般財源3998万9000円の増となっております。

次に、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税につきましては、1項、町民税が農業所得の向上及び企業の増収に伴い、1652万7000円の増、2項、固定資産税につきましては、課税客体の減

少により284万8000円の減、3項。軽自動車税につきましては、収入見込みにより12万2000円を追加するものでございます。

次に10ページ、6款。1項。1目。地方消費税交付金につきましては、社会保障財源分の交付が増えたため、2370万円を追加するものでございます。

次に11ページ、10款。1項。1目。地方交付税につきましては、交付金額の決定に伴い、234万8000円を追加するものでございます。

次に、12ページでございます。12款。分担金及び負担金、1項。負担金、1目。民生費負担金15万8000円の減額につきましては、施設入所者数の減に伴うものでございます。

次に13ページ、13款。使用料及び手数料、2項。手数料、1目。総務手数料につきましては、税務諸証明手数料の収入見込みにより、3万2000円を追加するものでございます。

次に、14ページでございます。14款。国庫支出金、1項。国庫負担金、1目。民生費国庫負担金339万5000円の減額につきましては、児童手当負担金の実績見込みによるものでございます。2項。国庫補助金、1目。総務費国庫補助金につきましては、都市再生整備計画事業補助金として、大江コミュニティセンター建設事業の補助金1億7085万1000円を見込んでおりましたが、1億2700万円に決定されましたので4385万1000円の減額、地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金につきましては、530万円の追加の増減により3855万1000円の減、2目。民生費補助金につきましては、各種給付金事業等の実績に伴う減額及び年金生活者支援臨時給付金事務に係る補助金、子どもための教育・保育事業補助金の追加などの増減により254万円の減額、3目。衛生費国庫補助金につきましては、環境型社会形成推進交付金の実績に伴い、74万4000円の減額でございます。

次に15ページ、4目。農林水産業費国庫補助金30万円の減額につきましては、農業基盤整備促進事業の実績によるものでございます。3項。委託金、1目。総務費委託金につきましては、自衛官募集事務委託金の実績に伴い、3000円の追加でございます。

次に、16ページでございます。15款。道支出金、1項。道負担金、1目。民生費負担金につきましては、児童手当負担金の実績見込みにより、40万8000円の減額でございます。2項。道補助金、2目。民生費補助金23万6000円の減額につきましては、地域生活支援事業の実績に伴う減及び乳幼児医療費扶助に不足が生じたため、歳出の増に合わせて同補助金も追加を行うものでございます。3項。道委託金、1目。総務費委託金19万5000円の追加につきましては、道民税の増額に伴う道民税徴収委託金の増、北海道権限移譲事務交付金の額の確定に伴い、減額の増減によるものでございます。3目。土木費委託金につきましては、樋門管理費委託金の実績に伴い、2万9000円を追加するものでございます。

次に17ページ、17款。1項。寄附金、1目。一般寄附金につきましては、前回の定例会での補正以降の一般寄附金の追加とふるさと納税寄附金の収入見込みの減により、169万7000円を減額するものでございます。

次に、18ページでございます。18款。繰入金、1項。基金繰入金、1目。財政調整基金繰入金161万1000円の追加につきましては、歳入及び歳出の執行見込みによる財源調整でございます。

次に、19ページでございます。20款。諸収入、5項。4目。雑入につきましては、銀山小学校体育館の窓ガラス修繕に係る建物災害共済金等の増減により、9万7000円を追加するものでございます。5目。宝くじ交付金収入につきましては、額の確定に伴い21万7000円を追加するものでございます。

次に、20ページでございます。21款。町債につきましては、先程の地方債補正で説明した分でございます。

す。

続きまして、21ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の減額予算につきましては、主に執行残となっております。1款、1項、1目、議会費26万1000円の追加につきましては、議案第1号及び議案第3号の条例改正及び昨年10月からの共済費の計算における標準報酬月額制移行に伴う変更でございます。なお、2款以降の給料、職員手当、共済費の変更につきましても、議案第2号、議案第3号の条例改正及び昨年10月からの共済費の計算における変更に伴うものとなっております。

次に、22ページでございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費4767万9000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う追加、23ページでございますが一番下段でございます、委託料及び24ページにまたがりませんが、19節の負担金補助及び交付金につきましては、昨年5月の日本年金機構における個人情報の流出事案に伴い、総務省から全国の各自治体に対して既存の住基システムと税務システム等のパソコンとインターネットのパソコンを分離するなど、庁内のセキュリティ対策の強化について通知がありましたことから、庁内のパソコンのネットワークを各業務ごとに分離するとともに、情報の持ち出しができなくなる設定など、更に強靱なセキュリティ対策を構築するため経費を4924万8000円追加してございます。

次に、25ページでございます。街路灯設置費補助金につきましては、本年度各町内会等で管理する街路灯のLED化が進んだことにより、設置費補助金に不足が生じたため、64万7000円を追加するものでございます。2目、交通安全推進費につきましては、交通安全灯設置工事費の執行残44万9000円の減額、4目、財産管理費につきましては、重油価格の値下がりによる減額及び26ページでございますが、各種事業の執行残299万1000円を減額するものでございます。26ページ中段でございます、5目、企画費につきましては、主に執行残を減額するものでありますが、地域おこし協力隊に係る経費につきましては、広く募集をいたしました、応募者がいなかったことから関連経費を未執行のまま減額するものでございます。

次に、28ページまででございます。28ページ上段でございますが、仁木町定住促進共同住宅建設費補助金につきましては、定住促進のための民間共同住宅に対する補助金の執行残772万8000円を減額するものでございます。9目、ふるさとづくり事業費3272万8000円の追加につきましては、前回の定例会以降の一般寄附金と、ふるさと納税寄附金からふるさと納税に係る関連経費を除いた分、合わせて3272万8000円をふるさと振興基金に積立てるものでございます。2項、徴税费、1目、税務総務費につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴い、22万7000円の追加を行うものでございます。

次に、29ページでございます。3項、1目、戸籍住民登録費4万2000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う増額分と、30ページでございますが、住民基本台帳システムに係る電算機設定変更委託料の執行残によるものでございます。

次に、31ページでございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費2227万2000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う増額、需用費につきましては、低所得者の高齢者向け年金生活者等支援臨時給付金事業実施に伴う経費の追加、32ページでございます、臨時福祉給付金事業に係る執行残の減額及び大江地区コミュニティセンター建設事業に係る執行残の減額によるものでございます。一番下の2目、老人福祉費547万円の減額につきましては、33ページでございますが、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う増額と敬老会の開催経費の執行残の減額、34ページになります、老人デイサービス事業補助金につきましては、デイサービスセンターに係る看護師の業務区

分の見直しに伴う補助金の減額、施設入所者の減に伴い扶助費を減額するものでございます。下段の4目、心身障害者特別対策費120万2000円の減額につきましては、35ページでございます、地域生活支援事業に係る執行残を減額するものでございます。5目、国民年金事務費3000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う変更となっております。

次に、36ページでございます。6目、後期高齢者医療費4万2000円の追加につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額によるものでございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費531万円の減額につきましては、昨年、第4回定例会のへき地保育所の使用料の改正に伴う保育奨励金の報償費の減、子育て世帯臨時特例給付金の執行残、児童手当扶助費につきましては、支給対象者が当初見込みより減ったことによる扶助費の減額及び子ども・子育て支援新制度の導入に伴うシステム改修費の追加の増減によるものでございます。

次に、37ページでございます。中段でございますが、2目、乳幼児等医療費につきましては、乳幼児医療扶助に不足が生じるため、50万円を追加するものでございます。3目、母子福祉費につきましては、平成26年度の療育医療費の精算に伴う国への返還金5万1000円の追加でございます。

次に、38ページでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費20万6000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う変更、国保特会への繰出金の減額等の増減によるものでございます。

次に39ページ、4目、環境衛生費858万7000円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業に係る排水整備工事を行う必要がなかったこと、更に、合併処理浄化槽について、当初20基の補助見込みでしたが、13基で実施見込みとなったことによるものでございます。5目、上水道費につきましては、簡水特会繰出金190万5000円を減額するものでございます。

次に、40ページでございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費2万3000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う変更、更には、世帯区分の変更による職員手当の減等によるものでございます。

次に、41ページでございます。2目、農業総務費につきましても、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴い、23万6000円を追加するものでございます。3目、農業振興費につきましては、財源内訳の変更でございます。4目、農用地開発事業費30万円の減額につきましては、農業基盤整備促進事業の完了に伴う執行残の減額でございます。

次に、42ページでございます。7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴い、8万円を追加するものでございます。2目、商工振興費につきましては、ふるさと納税特産品贈呈事業に係る執行残53万円を減額するものでございます。

次に、44ページでございます。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費4万9000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う変更及び果実とやすらぎの里公園維持補修工事の執行残によるものでございます。2目、土木機械管理費につきましては、執行残8万5000円の減額でございます。2項、道路橋りょう費、45ページでございますが、1目、道路橋りょう総務費7万2000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う変更及び道路愛護活動報償の執行残によるものでございます。2目、道路維持費38万2000円の減額につきましては、道路補修工事等の執行残によるものでございます。

次に、46ページでございます。3項. 河川費、1目. 河川総務費につきましても、樋門管理に係る保険料及び桜つつみ公園委託料の執行残1万9000円を減額するものでございます。4項. 住宅費、1目. 住宅管理費11万3000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行によるものでございます。

次に、48ページでございます。9款. 1項. 消防費、2目. 水防費18万4000円の減額につきましては、排水施設管理に係る執行残によるものでございます。3目. 災害対策費につきましても、水防倉庫の解体に係る執行残2万3000円を減額するものでございます。

次に、49ページでございます。10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費35万1000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う人件費の追加、50ページでございますが、教育委員会事務用備品及び貸付金の執行残を減額するものでございます。下段の2項. 小学校費、1目. 学校管理費230万円の減額につきましては、51ページでございますが、重油価格の値下がりに伴う執行残及び各種委託業務の執行残によるものでございます。3項. 中学校費、1目. 学校管理費239万4000円の減額につきましても、小学校費と同様に重油価格の値下がりに伴う執行残及び各種委託業務の執行残、更には52ページでございますが、全道及び後志中体連、中文連参加補助金の執行残によるものでございます。4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費19万3000円の減額につきましては、議案第3号の条例改正及び給与の精査、標準報酬制移行に伴う変更でございます。53ページでございます、成人式に係る執行残によるものでございます。5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費8万1000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う追加でございます。

次に、54ページでございます。3目. 学校給食費1万1000円の追加につきましても、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴う追加でございます。55ページでございます、12款. 1項. 公債費、1目. 元金6956万4000円の追加につきましては、今後の公債費の負担軽減及び実質公債費比率、将来負担比率の抑制を図るため、金利の高い平成22年に借入れを行った臨時財政対策債の繰上償還を行うものでございます。57ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、平成27年度一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)1番・佐藤。それでは、予算書の26ページ。5目の企画費、この中で地域おこし協力隊活動報償費ということで、一連のこれに関わる経費が一括こう、これ以降、減額されておりますけれども、先程のご説明では27年度分については、その募集はしたが応募がなかったということで説明されたと思うんですが、それでなかったってことのことですね、要因だとかですね、そのような精査し検証されたのかどうか、お聞きいたします。

○議長(横関一雄)鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三)地域おこし協力隊の応募がなかったことにつきまして、どのような検証をしたのかというようなご質問の趣旨だと思います。地域おこし協力隊につきましては、昨年の5月15日から募集を開始し、7月から活動が可能となるように関係機関と調整しながら取り組んでまいりました。住宅も2戸分の住宅の目途が立ったことから、2人の募集をしたところでございます。本年の募集の隊員につきましては、農村支援員としての活動を期待するもので、隊員の活動支援につきましても、農業団体と調

整しており、3年後の協力隊終了後は本町に定住する意向の方を選考したいと考えておりました。募集は、仁木町及び移住・定住を支援する団体のJOIN、一般社団法人移住交流推進機構でございますが、そちらのホームページと、新聞により広く募集をしたところでございます。5月15日から5月29日の募集をし、応募がなかったことから、更に6月1日から6月30日までひと月間延長して周知をしてきたところでございます。この間ですね、応募条件である都市地域からの移住というものに一致する応募は、ございませんでした。全国的に予定どおりの採用ができる自治体が3分の1ほどという新聞報道があるように、本町におきましても採用ができない状況となりました。その後ですね、採用ができなくなったということを受けまして、どうして応募がなかったのかということ进行调查するために、北海道主催の集まりにおいて他の市町村の募集の方法について、資料を集めるなど調査を行いました。その他、農村支援員の募集につきましては、ホームページでの周知に加えて、農業に興味がある方に特化した周知も必要だと、そういうことが有効であるということがわかりました。このためですね、次年度に向けて、28年度に向けて、新規就農希望者を対象とした、新・農業人フェアの会場ですとかそういうところで地域おこし協力隊の募集の周知もすることとしたところでございます。説明は以上です。

○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)やはりこういうふうに1回予算化したものがですね、全額こう落とすというのは非常に忍びないことでありましてですね、やはりどこまで努力されたのかっていうことが問われるかと思えます。ですから、今後ですね、やはりそういう部分をですね、精査しながら、やはりどこに原因があったのか。その辺をもう少しこう追求しながらですね、募集をかけていってほしいと思います。また、予算化の方もですね、そういう部分で予算化していってほしいと思います。

次にですね、39ページ。39ページの4目、4款。衛生費の4目。環境衛生費の中の合併処理浄化槽の設置補助金の関係でございますけれども、これも先程と今お話した部分とちょっと共通する部分がございます。ここで808万7000円、非常に大きい金額でございますけれども、これを減額してございます。それで今、ご説明の中では、計画では20基あったものが、実績では13基だと。これをパーセンテージにすると、65%の達成率なんですね。やっぱりわたしとして見ればすごい、非常に少ない、低い達成率だと思っています。これについてもですね、どうしてこれ達成しなかったのか。その辺の要因を精査して検証する必要があるんじゃないかと思えます。実際行っているんでしょうか。

○議長(横関一雄)嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫)只今の佐藤議員からのご質問ですけれども、合併処理浄化槽、この設置事業に関しましては、平成26、27、28、29、30というような形で、5か年の計画で当初スタートしております。スタートする段階で、各要望を町内の皆さん方に説明をした上でですね、聞き取りをさせていただいて、だいたい来年やりますよととか、3年以内にやりますよというような、それぞれの希望を取った中で何年度におおよそ何件ぐらい設置する方が出てくるのかという計画を立てながらですね、進めてきた事業であります。只今のご質問のとおり、今年なぜ20が13になったのかという部分での検証なんですけれども、細かい分析まではしてございませんけれども、私も担当としてはですね、今申し上げたとおり26からもう5か年計画で、当初から決めていた20という数字を今年度の予算の中で上げております。こちらの方は、国からの補助等の関係もありまして、計画どおりにその年度の予定数を上げるという形の予算取りをさせていただいていたところでございます。その中で、実際には平成25年ぐらいにこれから始めますよというとき

には、町の方で浄化槽の補助を8割してくれるのであれば、じゃあうちもやろうかなということで、手を挙げられた方が大変多かったです。こちらとしても、そういう方たちが皆さんやってもらえるもんだということですね、動いていたんですけれども、そういう方々の中にご高齢の方ですとか、実際には仁木から離れた方、そういう方もいらっしゃる。また、浄化槽自体への8割補助ということで、それ以外の、例えば家の中のトイレの便器の交換ですとか、その浄化槽までの管、配管の部分、そういうような部分に関しては、全額設置された方の個人負担という形になるという部分で、実際に手を挙げた方の中にも、手を挙げた時にはあまりそこまで細かくですね、自分の家でのその財政状況、家の資金繰りの状況等まで考えてなかった方もいらっしゃるのかもしれませんが。そのせいで、実際に安く付けられるんだけど、その他にかかる部分が非常に大きいと。また、ご高齢のお宅であれば、これから自分ちの持出しが100万円もなるようなお金を出して何年生きられるかわからないのに、それを付けるっていうのはちょっとどうかなということで、考え直して躊躇されてしまった方々も非常に多かったです。そういう部分で今回、私どもとしては減ってきているというふうに捉えています。また、実際に設置された後もランニングコスト、実際の浄化槽の維持管理、そういう部分でも毎年毎年お金がかかってきます。単純に今までのトイレのまま、それで汲み取りだけで済むと言うのと比べてもやはり金額がちょっとはりますので、そういう部分でも躊躇された方がいらっしゃるのではないかなというふうに、こちらでは押さえているところでございます。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) 私もこれ以前お話をさせてもらったと思うんですが、この合併処理浄化槽の設置補助、この事業につきましてはですね、水道の今拡張工事やっていますよね。それで、それとリンクするんですよ。と言いますのは、今まで仁木町が下水道事業に手をかけられなかったというのが、その水が絶対数少なかったということで、やっとなこと、その水利権を新たに取得してですね、それで今、水道事業始まっているわけですが、もう終わりに近づいていますけれども、そこでそういう部分でリンクしているものですから、当然水道の拡張事業に対しての費用対効果って言いますか、その一部でもあると私は理解しているんですよ。ですから、そういうものをですね、念頭に入れてですね、やはり1戸でも多く、当初のその目的・趣旨に沿ってですね、やはり1戸でも多くですね、設置するようですね、あるいはPR等を努力してほしいと思います。あと、また新年度おそらく同じような形の中で、国に今要望している、それぞれ5か年で何戸ということだ要望を上げていると思いますけれども、また同じような形で、また来年、再度やったらまたこんな形という話になれば、ちょっとその努力が足りないんじゃないかなというふうに思われますので、思いますが、そういう評価になりますので、十分その辺は留意してほしいと思います。

次にですね、56ページ、失礼、55ページです。これの公債費、1目、元金のところでございますけれども、今回、長期債の元金繰上償還費ということで6956万4000円償還してございますけれども、これおそらく、先程歳入の方で課長の方からご説明あったようにその財源調整ということだと思っておりますが、それでここで基金への積立てではなく、地方債の償還に回したというところの理由をお聞きしたいと思います。

○議長(横関一雄) 岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男) この度の繰上償還の関係でございますが、なぜ基金に積まないで繰上償還したのかということでございますけれども、今、平成22年度借入れしている財政調整基金につきましては、利率

が、利息が1.74%ということで非常に高利でございます。今、うちの方で例えば積立てを行った場合は、0.025という金利でございますので、その金利分を考えた場合には約300万円ほどこちらの方が得なのかなということで、繰上償還させていただくという予算提案をさせてもらっているのと、あと実際に町の方のですね、各比率ですね。実質公債費比率、将来負担比率の抑制が今後図れるということもございまして、基金に積むよりもこちらの方の償還に充てた方が得だということで、予算提案をさせていただいているものでございます。

○議長(横関一雄) その他、ありませんか。水田議員。

○7番(水田 正) 7番・水田です。14ページでございますけれども、ここに大江のコミュニティセンターの関係なんですけれども、都市計画再生整備計画で4300万幾ほどの減額ということで、これあの先程の説明では補助対象から省かれたというような説明だったのではないかと思いますけれども、この内容について、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長(横関一雄) 鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三) 都市再生整備計画事業補助金、これにつきましては当初予算でございますね、1億7851万円、この補助金を見込んでおりました。当初予算のこの補助金の見積りににつきましては、大江コミュニティセンターの補助対象事業が2億8732万2000円ございまして、それに補助率の0.4を掛けまして、合計1億1492万8000円。それとですね、この都市再生整備補助金というのは、計画自体が数年に渡りますので年度間調整というものがございまして、それで、26年度のときに要望していた分で補助金をいただけなかった分について、それに先の1億1400万円にプラス5592万3000円して、合わせて1億7851万円という補助金もらえるという当初予算を組みました。年度間調整というのがあるように、その年の国の全体ですね、この補助金の枠によってですね、要望した額がそのまま貰えるという補助金ではございません。今年ですね、平成27年度のその事業に対してこれだけ国の方に要望したのですけれども、国の方から今年度の補助金につきましては、1億2700万だというふうに補助決定がきたものでございます。それによりまして、今回、当初予算からの差額分4385万1000円を減額するという、そういう補正予算でございます。以上でございます。

○議長(横関一雄) 水田議員。

○7番(水田 正) それでは、事業費そのものは変わらないということですよ。

○議長(横関一雄) 鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三) 大江地区コミュニティセンターの建設事業費、そのものが変わっていないのかというご質問だと思います。そこにつきましては、32ページの民生費の社会福祉費のところは工事費の予算が出ておりますが、32ページの中程、15節、工事請負費でございます。大江地区コミュニティセンター建設事業2064万1000円、事業費的にはこの金額は減額になっております。以上です。

○議長(横関一雄) 他にありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後0時03分

---

再 開 午後1時10分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

---

日程第12 議案第6号

平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(横関一雄)日程第12、議案第6号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第6号でございます。

平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7895万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男)議案第6号、平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税と4款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計26万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億7895万3000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費と5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計26万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億7895万3000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から6款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が26万6000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 1項. 国民健康保険税、1目. 一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより267万3000円を追加、2目. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みにより223万円を減額するものでございます。

次に6ページ、4款. 繰入金、1項. 2目. 一般会計繰入金につきましては、17万7000円を減額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制の移行に伴い、8万5000円を追加するものでございます。

次に、8ページでございます。2目. 広域連合負担金につきましては、後志広域連合の平成26年度分の精算及び平成27年度医療給付費の不足見込額の増減により、503万8000円を減額するものでございます。

次に9ページ、5款. 1項. 1目. 基金積立金521万9000円の追加につきましては、後志広域連合負担金の減額分及び国民健康保険税の増額分等を国民健康保険財政調整基金に積立てを行うものでございます。

11ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、国保特会の説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第13 議案第7号

### 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(横関一雄)日程第13、議案第7号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)続きまして、議案第7号でございます。

平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)。平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7163万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正による。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男) 議案第7号、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金、3款、繰入金及び6款、町債を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計272万6000円を減額し、補正後の歳入合計額を3億7163万4000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費及び2款、施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計272万6000円を減額し、補正後の歳出合計額を3億7163万4000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表、地方債補正、1. 変更でございます。配水管整備事業仁木地区の事業費確定に伴い、起債限度額を50万円減額し、補正後の限度額を9190万円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が32万1000円の減、地方債が50万円の減、一般財源が190万5000円の減となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金につきましては、配水管整備事業仁木地区の事業費の確定により、32万1000円を減額するものでございます。

次に、8ページでございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、190万5000円を減額するものでございます。

次に9ページ、6款、1項、1目、町債につきましては、3ページの地方債補正で説明したとおり、50万円を減額するものでございます。

次に、11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費7000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制の移行に伴うものでございます。

次に12ページ、2目、維持管理費125万1000円の減額につきましては、すべて執行残によるものでございます。

次に、14ページをお開き願います。2款、1項、施設費、1目、施設管理費6万3000円の追加につきましても、議案第3号の条例改正及び標準報酬制移行に伴うものでございます。2目、施設整備事業費154万4000

円の減額につきましては、配水管整備事業の執行残を減額するものでございます。

15ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で、簡水特会の説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第14 議案第8号

### 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(横関一雄)日程第14、議案第8号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)それでは、議案第8号でございます。

平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6231万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男)議案第8号、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計4万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を6231万6000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計4万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を6231万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が4万2000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金4万2000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費4万2000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正及び標準報酬制の移行に伴うものでございます。

9ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書でございます。以上で、後期特会の説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 執行方針

### 平成28年度仁木町町政執行方針、平成28年度仁木町教育行政執行方針

○議長(横関一雄)日程第15、執行方針『平成28年度仁木町町政執行方針、平成28年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、平成28年度仁木町町政執行方針について、発言を許します。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)平成28年度町政執行方針。

町政執行について、平成28年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、平成28年度の町政執行方針について申し上げます。

少子高齢化の急速な進展や核家族化などにより、社会構造が大きく変化している中で、国は、まち・ひと・しごと創生法を制定し、大都市圏への人口集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるための対策を進めております。本町においても、平成31年度までを計画期間とし、地域産業の競争力強化や子育て、移住環境など、本町地域の実情に応じた目標や基本方針をまとめた「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（以下、総合戦略という。）を策定し、継続事業に加え、新規事業の取組みを進めてまいります。本年度の予算編成にあたっては、限られた財源の中ではありますが、総合戦略で策定した各施策に重点を置き、予算編成をいたしましたので、皆さまの更なるご協力をお願いする次第であります。

それでは、平成28年度仁木町一般会計をはじめ、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信と主な施策を申し上げます。

わが国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進してきた結果、雇用・所得環境の改善傾向が続いているものの、個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含みのところもあり、地方では未だに厳しい経済環境にあります。

このような状況の下、平成28年度においては、「経済・財政再生計画」の着実な推進を図ることとし、消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取組みによる潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかける「まち・ひと・しごとの創生」を目指すとしていきます。また、少子高齢化という構造的な問題について取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいをもって充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組みやTPP（環太平洋経済連携協定）を真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組みといった喫緊の課題に対応することとされております。

国の平成28年度一般会計の予算総額は、社会保障費の増大により、前年度当初予算対比0.4%増の96兆7218億円と4年連続で過去最大を更新しております。

歳入では、大企業の業績改善により、税収が前年度対比5.6%増の57兆6040億円と25年ぶりの高水準となっており、税収増を背景に、歳入不足を補う新規国債の発行額は2兆4310億円減の34兆4320億円となり、公債依存度は35.6%とリーマンショック以前の水準まで改善されております。

一方、歳出では、国債の利払いや償還に充てる国債費は前年度対比0.7%増の23兆6121億円に膨らみ、国債費を除いた政策向け経費は前年度対比0.3%増の73兆1097億円となり、その4割強を占める社会保障費は、過去最大の31兆9738億円となっております。

平成28年度地方財政対策では、地方財政計画の歳入・歳出規模は85兆7700億円、前年度対比0.6%の増、公債費を除く政策的経費であります地方一般歳出は69兆9200億円となっております。地方交付税につきましては、地方団体に配分する出口ベースで16兆7003億円と4年連続で前年度を下回っておりますが、これに地方税、地方譲与税、地方債等を加えた地方一般財源総額は、前年度対比0.2%増の61兆6792億円と前年度を上回る額が確保されております。また、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取組み、地域の実情に応じたきめ細かな政策を可能とするため、前年度に引き続き、地方交付税に「まち・ひと・しごと創生事業費」として、1兆円が予算化され、人口減少や雇用対策等、地方の活性化を後押しする予算となっております。

本町の財政状況は、地方交付税の安定確保や徹底した行財政改革の効果が現れ、実質単年度収支は、平成20年度以降、7年連続の黒字となり、更に、平成26年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につき

ましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回り、数値的には年々改善が図られてきております。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は依然として80%台で推移し、財政の硬直化が続く、財源不足は解消されていない状況にあります。このような財政状況の中、本町を取り巻く環境を見ますと、少子高齢化や人口減少が進み、基幹産業である農業も高齢化や後継者不足など、極めて厳しい状況が続いています。人口減少の克服や農業振興を始めとする地方創生の取組みは優先的課題でありますことから、昨年12月に総合戦略を策定いたしました。今後におきましては、総合戦略に掲げた事業の着実な推進を図るとともに、町民の福祉の向上のために必要な政策の選択や効率化を図り、町民と議会、行政が一体となって、更なる行財政改革を進めていく必要がありますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年度の予算について。一般会計の歳入につきましては、町税では、町民税は農業所得などの伸びにより増収になると見込む一方、固定資産税は課税客体の減少などの影響による減収を見込み、法人町民税、軽自動車税、市町村たばこ税を合わせた町税全体では、前年度並みの2億6754万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地域経済・雇用対策費で前年度に比べて大きく減少していますが、個別算定経費や公債費算入額の増加に伴い、普通交付税で16億8000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では18億5000万円を見込んでおります。

地方債につきましては、実質公債費比率の低減と地方債残高の減少を考慮するとともに、元利償還額以内に抑制することを基本とし、橋りょう長寿命化事業や過疎対策事業債ソフト分などに1億3880万円、臨時財政対策債8500万円、合わせて2億2380万円を計上しております。

また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常に難しい状況にあります。前年度の実績や地方財政計画などを推計し、予算計上したところであり、これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、財政調整基金1億3772万9000円を取崩し、繰入れを行っております。

一方、歳出につきましては、人件費や物件費、扶助費などの義務的経費がかさむ中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て支援、地域振興など、総合戦略の推進に重点をおいた予算編成を行ったところであり、

予算規模といたしまして、一般会計は総額34億3966万円、前年度対比9178万円、2.7%の増であります。国民健康保険事業特別会計は総額2億4766万5000円、前年度対比では495万円、2.0%の増となっております。また、簡易水道事業特別会計は総額3億7344万8000円、前年度対比322万円、0.9%の減となっております。後期高齢者医療特別会計は総額6252万2000円、前年度対比71万4000円、1.1%の減となっております。4会計予算の合計は、総額41億2329万5000円となり、前年度対比で9280万5000円、2.3%の増となっております。

平成28年度の施策について。安心、誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり。住民一人ひとりが、住み慣れた地域の中で、家族や近隣の知人、友人などとの温かい絆を保ちながら、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての人々が家庭や地域の中で、自立した日常生活を営み、明るく安心して暮

らせる環境づくりに取り組んでまいります。

高齢になると体力や活動意欲の低下、疾病などの割合も高くなりますが、それらを予防するには、地域で様々な活動に参加し、人と交わり、頭や身体を使うことが大切であり、その活動が友人をつくり、生きがいを生み、元気を保つものと考えております。

高齢者の外出の機会や人とのつながりを創出するために、仁木町高齢者福祉施設(いきいき88)を活用した高齢者の集いの場の創出事業を実施し、世代間交流や気軽に立ち寄れる居場所づくりを指定管理者と地域住民の皆さまのご協力をいただきながら、進めてまいります。

障がい者への支援につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに加え、地域の実情に応じた地域生活支援事業を市町村が提供することとなっております。障がいのある方が地域で自立した日常生活を送れるよう、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所である障がい者相談支援センターにき、北後志5町村の広域相談支援を行う北しりべし圏域総合支援センター、北後志地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターを活用し、障がいを抱える方々の相談業務や家庭訪問等の必要な支援をするとともに、北後志母子通園センターを拠点とした障がいのある子どもたちへの早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。

また、自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者や知的障がい、精神的疾病などにより、判断能力が十分ではない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度により法律的に保護・支援をしてまいります。

子育てをめぐる様々な課題への対応として、昨年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るための「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。本町においても、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと子育て世代の経済的な支援の充実を図ってまいります。

社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として通常保育に加え、英語学習やダンスなど子どもたちの情操教育や保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりを実施し、障がいのある児童の保育にも取り組んでおります。今後も引き続き、連携を図り、保育サービスの充実にも努めてまいります。更に、同法人が開設している地域子育て支援拠点「おおきな木」は、子育ての孤立感、負担感の解消を目的として、地域の子育て中の親子の交流促進、育児相談などを実施しておりますので、引き続き必要な支援を行ってまいります。同じく児童養護施設櫻ヶ丘学園において、本年度も一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができる、仁木町子育て支援短期利用事業を実施してまいります。また、本年度から保育料の更なる軽減を実施するとともに、ひとり親家庭に対しては、保育奨励金を支給する子育て支援推進事業を継続してまいります。

放課後児童健全育成事業におきましても、昨年度に引き続き、放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に開設し、昼間保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。また、地域のニーズに合わせた児童受入時間の延長に向け取り組むほか、利用料の保護者負担の軽減を図ってまいります。

更に、本年度の新規事業といたしまして、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の出産に対して出産祝い金を贈る事業をスタートしてまいります。併せて、総合戦略として新たに、学校給食費の負担軽減措置を講じることとし、義務教育就学児童生徒の2人目を半額、3人目以降を無料とする補助

事業を実施してまいります。今後も、安全で安心な子育て環境の創出と仁木町に住んで良かったと思ってもらえるような対策を講じ、人口減少に歯止めがかかるよう努めてまいります。

大江へき地保育所は本年4月から大江コミュニティセンターに併設されますが、大江、銀山の両へき地保育所の運営につきましては、引き続き指定管理者による効率的な運営を行い、地域に根ざした保育所として、必要な保育サービスの提供に努めてまいります。

仁木町高齢者福祉施設(いきいき88)、然別生活館、銀山老人憩の家につきましても、指定管理者制度による効率的な運営を行ってまいります。

地域福祉の推進につきましては、各町内会や民生委員児童委員による見守り活動が大きな役割を果たしていることから、引き続き活動を支援するとともに、地域福祉推進の中核団体である仁木町社会福祉協議会と連携を密にしながら、生活困窮家庭やひとり親家庭、障がいのある方の家庭や高齢者世帯など、それぞれの生活を支えていく取組みを進めてまいります。

低所得者世帯等の冬期間の生活を支援するため、灯油購入費の一部を助成し、ぬくもりある福祉の向上を図ることを目的とする、ぬくもり灯油助成事業を引き続き実施いたします。

大江地区コミュニティセンター建設事業につきましては、大江地区の地域活動の拠点施設として、保育所及び防災備蓄倉庫を併設した複合施設が完成し、本年4月から指定管理者制度による効率的な運営により、供用が開始されます。なお、道路、駐車場、保育所園庭等の外構工事につきましては、本年度実施してまいります。

介護保険の基本理念は「自立支援」にあります。第6期後志広域連合介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まいの生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を推進することが示されております。昨年は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であります地域ケア会議を立ち上げ、個別ケースの検討を重ねてまいりましたが、本年度は更に地域課題の抽出や共有・検討へステップアップを図ってまいります。

認知症施策の推進につきましては、平成30年度から実施予定の認知症初期集中支援チームの設置に向けて、本年度、町内の内科医に認知症サポート医養成研修の受講依頼や専門職の確保を図り、支援チームの体制づくりを進めてまいります。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施につきましては、保険者において条例で定める場合には、その実施を平成29年4月まで猶予することが認められておりますが、本年度は通所型の多様なサービスの一つであります短期集中予防サービスについて、6か月間試行によるニーズ調査等を実施し、移行に向けた準備を進めてまいります。

町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業につきましては、社会福祉協議会及び関係団体と連携を図りながら、積極的に実施してまいります。

また、高齢者の認知機能・運動機能の向上を図るため、ふまねっと運動等により介護予防講習会を開催してまいります。更に、閉じこもり予防教室等も引き続き実施するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある健康づくり高齢者の把握に努め、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知症・うつ・閉じこもり等の予防対策を推進してまいります。

予防給付事業では、介護認定により要支援1又は2の認定を受けた被保険者が要介護状態へと悪化しな

いよう、介護予防サービスを受けるための介護予防ケアプランを作成するなど、日常生活の自立に向けた支援を実施してまいります。

また、第6期後志広域連合介護保険事業計画において、社会福祉法人仁木福祉会の施設整備計画を予定しておりますので、事業主体である同法人と協議を進めてまいります。

第2期仁木町健康づくり計画は、町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、各世代別に生活習慣病予防に視点を置いた項目を定め、推進しているところであります。町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付け、心身の健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施するとともに、保健師及び管理栄養士による健康教育・栄養指導や健康運動指導士による健康運動教室に加え、本年度新たに町内の内科医による生活習慣病予防に関する講話を開催し、町民の健康増進に努めてまいります。

母子保健では、本年度から総合戦略により、不妊に悩む家庭に対して北海道で実施している北海道特定不妊治療費助成事業を補完する不妊治療に対する助成を実施いたします。また、妊婦健診、乳幼児健診及び母子栄養食品の支給、助産師等の専門的な職務を活用した離乳食教室、母親学級、ベビーマッサージ教室、訪問活動を引き続き実施するとともに、切れ目ない妊娠、出産、子育てに関する相談の強化を図ってまいります。

精神保健では、在宅の精神障がい者の社会復帰を図ることを目的に、本年度も社会復帰学級を開催してまいります。

予防事業では、予防接種法に基づくBCGや四種混合など乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌に対する助成を引き続き実施してまいります。また、これまで北海道では日本脳炎の定期予防接種を行っておりませんでした。道民が日本脳炎の発生している道外や海外に行く機会が増えており、日本脳炎に感染する可能性が高まっているため、本年4月から定期予防接種として行うことになりましたので、新たにその費用に対する助成を実施いたします。そのほか、乳幼児期からの歯科保健対策に併せ、学齢期の虫歯予防対策として全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を引き続き実施してまいります。

北海道医療給付事業であります「重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児」の各医療給付につきましては、北海道の医療給付制度に町単独給付を上乗せし、実施してまいります。

なお、乳幼児等医療費助成につきましては、本年度から総合戦略により、対象を中学生までの通院及び入院まで拡大して実施してまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、財政基盤の安定を図りながら、皆さまの健康を支えてまいります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や一定の障がいのある65歳以上の方が北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、医療の給付を受ける制度です。町では、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対しまして、引き続き被保険者の健康増進を支援する特定検診や短期人間ドック事業を実施してまいります。

町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図ってまいります。また、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医

療体制及び救急医療体制の維持を図るとともに、当面の課題であります小児科及び周産期医療体制の確保に向けた要請活動に積極的に取組み、地域で安心して妊娠・出産することができるように努めてまいります。

町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることは、行政の使命であります。災害を未然に防ぐ対策や迅速な消防活動及び救急救助体制につきましては、北後志消防組合仁木支署及び仁木消防団との連携を強化しながら、充実を図ってまいります。仁木支署職員は、救急救命士5名を含む16名体制となっており、消防学校での講習、余市協会病院や札幌医大病院での実習などに参加し、消防・救急救命技能の維持向上に努めてまいります。また、治療の早期開始と搬送時間の短縮を図るため、仁木支署前をヘリポートとして、ドクターヘリの運用も引き続き実施してまいります。

消防・防災の通信手段は、昨年度から運用を開始している防災行政無線を活用し、正確で迅速な情報伝達ができる体制を整え、災害の予防や被害軽減に努めてまいります。

消防車両の状況につきましては、高規格救急車が1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型が2台、小型ポンプ付積載車は仁木、然別、大江、西馬、銀山、長沢及び尾根内の地区に各1台配備しております。本年度につきましては、平成2年に配備した大江地区の小型ポンプ付積載車を更新、また、仁木地区には防火水槽を2基設置いたします。

地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動している仁木消防団につきましては、本年2月1日現在の団員数が男性83名、女性15名の合計98名の実員体制となっております。全国的に充足率が減少し、団員確保の運動が行われていることから、団員確保を支援してまいります。

また、消防団と仁木支署職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、併せて、教育訓練や演習などの機会により消防団員の技能の向上に努めてまいります。災害時における迅速な対応を図るため、避難行動要支援者の台帳作成や個別支援計画の策定、地域支援者の選定なども引き続き行ってまいります。

水防設備の状況につきましては、大雨により余市川樋門が閉じられた場合の防災対策のため、固定式大型排水ポンプ4台、移動式の大型排水ポンプ5台、機動性に富む小型排水ポンプ2台を配備し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。

東日本大震災に起因した原発事故を受け、国や北海道が原子力防災計画の見直しを進める中、引き続き原子力防災計画等に関わる地域防災計画の見直しを行ってまいります。また、災害発生時の避難所等で使用する投光機や緊急時浄水装置の防災資機材の購入や非常食の備蓄を引き続き行ってまいります。

空間放射線量を24時間測定するモニタリングポストにつきましては、仁木地区及び銀山地区の2か所に設置しており、町広報紙やホームページなどで、引き続き空間放射線量の状況をお知らせいたします。

仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練につきましては、引き続き取組むこととし、町民の災害対策に関する理解を深め、防災意識の高揚を図ってまいります。今後におきましても、国、北海道及び周辺自治体と連携を図りながら、原子力災害を含めた防災対策を進めてまいります。

交通安全の推進につきましては、平成24年3月29日から続いております交通死亡事故ゼロの日が、昨年10月19日で1300日を達成しております。また、昨年1年間における本町での人身事故は、発生件数が5件(前年10件)、死者数0人(同0人)、負傷者数6人(同16人)の状況にあります。今後におきましても、

当面の目標であります交通死亡事故ゼロの日1500日(平成28年5月6日)の達成に向けまして、第10次仁木町交通安全計画(平成28年度～平成32年度)に基づき、関係機関と連携を密にし、交通安全に関する教育・普及啓発活動、地域・職域運動及び期別運動、更には、交通安全施設の整備充実に取組み、交通事故の根絶を図ってまいります。更に、将来を担う子どもたちを悲惨な交通事故から守るため、引き続きチャイルドシート購入に対する助成を行ってまいります。

また、各町内会等で管理しております街路灯につきましては、近年、消費電力が少ない発光ダイオード灯(LED灯)の普及により、水銀灯等からLED灯へ取替えをして、電気料金を削減しているところがあります。町内会のLED灯の設置費負担を軽減するため、引き続き仁木町街路灯設置費等補助金交付規則に基づき、補助を行ってまいります。

学び。心豊かに学び育むまちづくり。昨年、地方教育行政制度の改革により設置いたしました総合教育会議におきまして、平成27年度から平成32年度までを期間とする仁木町教育大綱を策定いたしました。今後におきましても、直面する教育課題やいじめ対策などを教育委員会と意思疎通を図りながら、教育行政のより一層の推進を図ってまいります。

潤い。やすらぎと潤いのあるまちづくり。社会生活基盤であります道路・水道の整備及び維持管理、河川の維持管理などを通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。

高規格道路の倶知安余市道路につきましては、共和・余市間が北海道開発局の直轄事業として行われており、本年度は余市インターチェンジから仁木南インターチェンジ(仮称)までの詳細設計、用地測量が行われることになっております。

また、北海道新幹線につきましても、本年度は尾根内地区の二ツ森トンネルの一部工区が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において着工予定となっております。今後におきましては、いずれの事業も円滑に進められるよう対応してまいります。

道路整備事業につきましては、路面性状調査に基づく町道仁木山の手線の舗装補修工事(延長900m)を実施してまいります。また、西町3丁目の町道西光線・西光2号線・西光3号線につきまして、次年度の改良舗装工事に向け、調査測量設計(延長339m)を実施してまいります。

橋りょう補修事業につきましては、既設橋梁の長寿命化を図るため、年次計画に基づき、老朽化が著しい漁別橋の補修工事に着手するとともに、砥の川橋の調査設計を実施してまいります。

町道の維持管理につきましては、本年度も交通安全確保のため、定期的にパトロールを実施し、路肩等の草刈り及び路面補修などを実施してまいります。また、老朽化が著しい町道仁木駅前線の道路付属物(照明灯6基)の補修工事を実施してまいります。更に、機能不全に陥っている防護柵等(延長777m)につきまして補修工事を実施してまいります。

除雪事業につきましては、町民の皆さまの冬期間の安定した生活道路を確保するため、町道の除雪延長90km(車道129路線、歩道9路線)を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となります排雪業務につきましても、一層の充実を図ってまいります。また、平成10年度に購入いたしました除雪専用車につきましては、老朽化が著しいことから更新を行ってまいります。

個人が管理する私有道路等につきましても、生活道路の確保のため、除排雪を対象に補助金を交付してまいります。

河川の維持管理につきましては、河川災害の発生防止に向け、砂利上げなどの河床整理や河川内立木の伐採・除去及び護岸保護に努めてまいります。

町営住宅事業につきましては、仁木町営住宅等長寿命化計画に基づく改修事業が一段落し、今後も適切な維持管理に努めてまいります。また、定住化の促進を図ることを目的に民間の賃貸共同住宅建設に補助し、更に、空き家の調査を行い、空き家の解消や再利用・活用方法につきまして、関係機関・団体との連携を密にし、検討してまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であります。生活バスの運行は、通学や通院、買い物など、交通弱者の日常生活に必要な不可欠なものであり、本年度も引き続き、尾根内・余市間の運行をバス事業者に要請し、経費の助成を行って路線を維持してまいります。また、銀山線に代わる銀山地区の移動手段として、小型車両による予約制の交通について検討するために、2か月程度の実証運行を行ってまいります。

水道事業につきましては、引き続き、配水管整備事業を進めてまいります。本年度は、北町1丁目から11丁目までの国道5号沿い水道本管布設替工事(延長2725m)及び町道1番線の配水管布設工事(延長136m)を実施してまいります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

家庭から排出されるごみ全般につきましては、6市町村からなる北しりべし廃棄物処理広域連合にて焼却及びリサイクルを行っております。近年、ライフスタイルや生活形態の変化により、ごみの種類が多様多様化して環境への負担が大きくなっております。しかし、町民皆さまのご協力により、分別収集やリサイクル資源の適正処理によりごみの減量化が進み、仁木町クリーンセンター第2期一般廃棄物最終処分場の延命化が図られております。今後におきましても、更なるごみの減量化と各種リサイクルの啓発を行い、意識の向上を図ってまいります。

粗大ごみにつきましては、昨年度に引き続き、毎週月曜日及び第3日曜日に仁木町クリーンセンターにおいて、個人搬入による受入れを実施し、また、個人搬入が困難な方のために粗大ごみ収集を本年度も2回実施してまいります。

環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、町内のし尿汚水排水処理を行う合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。また、余市町、赤井川村とともに余市川クリーンアップ作戦を引き続き実施し、水質保全に努めてまいります。

活力。豊かで活力あるまちづくり。昨年仁木町農業を振り返ってみますと、10月2日の爆弾低気圧、そして翌週の8日には台風23号と2週続けて強風が吹き、農作物や農業施設の被害が発生しました。また、水稲においては、9月2日の風雨により稲の倒伏がありましたが、平年並の生産となりました。

一方、農産物の価格については、米が平成26年産の大幅な下落から、平成27年産は僅かながらも、回復傾向にありますが、依然として消費者の米離れが進む中、厳しい見通しとなっております。

しかし、この厳しい状況下にあっても、仁木町産のミニトマトのように高度な栽培管理と、卓越した流通戦略により過去最高の販売額を記録した品目もありました。

昨年は、TPP(環太平洋経済連携協定)の国際交渉が概ね決定し、重要5品目を始め、ほとんどの農産物の関税撤廃が決定しております。重要5品目の一つであります米については、経営所得安定対策や収入減少緩和対策(ナラシ対策)と様々な支援制度がありますが、今後も稲作を取り巻く情勢については、注

意深く見守ってまいります。

本町の農業は、地域の基幹産業として経済や雇用に大きな役割を担っており、将来に向けても、こうした役割を果たしていくことができるよう、町として、新規就農者を始め多様な担い手の育成・確保や農業生産基盤の整備に努め、生産力の強化を図るとともに、本町の特徴ある農産物や気象条件を活かした六次産業化による付加価値の創出に向け、取組を推進しているところであります。

昨年、本町旭台地区に大手広告代理店が経営するワイン醸造施設が建設されており、今後も同地区及び町内に複数のワイナリーが計画され、既存のワイナリー事業者も含め、多くのワイナリーが集積されることが見込まれております。このことから、ワイン観光事業の振興と広域的なワインツーリズムの構築を目指し、昨年12月25日に仁木町ワイン観光事業検討協議会が設立されました。今後におきましても、同協議会が行うワインの観光振興の各種事業に対し、引き続き必要な支援を行ってまいります。

更に、桜桃の一品種であります「水門」の酸味が評価され、お菓子メーカーの「もりもと」が通年販売できるクッキー「北の散歩道」を昨年末に販売を開始し、本町の農産物の可能性が広がってまいりました。今後は更なる連携強化に取り組んでまいります。

また、ミニトマト経営を志す1名の新規就農者が、農地を借りて、本年より栽培を開始いたします。

豊かで活力ある仁木町農業の実現に向け、「ミニトマト」、「桜桃」、「ぶどう」、「水稻」など、本町の誇る農産物を武器に、農業者、関係機関はもとより多様な企業とも連携し、国や北海道の支援制度を有効に活用しながら強い農業づくりに邁進してまいります。

農業振興対策についてであります。全国有数の産地へと発展した本町のミニトマトは、その品質の高さとトレンドに応じた多様な品種構成などが高く評価され、全国の市場や量販店からの要請の下、毎年、作付けが拡大されております。一方、担い手の高齢化や労働力不足が進んでいる中、消費者や実需者からのニーズに応え、産地として発展していく上で、集荷・選別作業の自動化など生産支援システムの構築が必要なものと考えております。このことから、関係生産者、新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センター北後志支所などと連携し、支援システムのあり方について検討を進めてまいります。

施設園芸ハウス導入事業につきましては、平成26年度から平成28年度までの3か年事業とし、ミニトマトなど施設園芸の生産拡大を目指す農業者を支援するため、ハウス資材の購入に対し、6棟以内(面積換算で20<sup>㍍</sup>以内)を補助基準とし、3分の2若しくは2分の1以内で補助してまいります。

生食用ぶどう産地確立支援事業につきましては、平成27年度から平成29年度までの3か年事業とし、生食用ぶどうの産地確立を目的に、有利販売が期待される中粒品種「シャインマスカット」「陽峰」の導入に取組む生産者を支援するため、苗木の購入に対し3分の1以内で補助してまいります。

桜桃結実促進事業につきましては、平成24年度から平成28年度の5か年事業とし、桜桃の結実促進のための花粉樹植栽に対する助成を行うほか、桜桃交配用ミツバチの偏在化を回避するため、新おたる農業協同組合が実施する調整用巣箱の設置に要する経費に対し、2分の1以内で補助してまいります。

ブランド産地確立事業につきましては、従来から行っております仁木町産農産物のPR活動への支援、海外輸出や販売チャンネル拡大への支援、各イベントでのトップセールスに加え、農産物の高付加価値化や仁木町ブランドの一層の浸透に向け、大手菓子メーカーや流通メーカーなどとの連携の下、取組みを強化してまいります。

地力増進対策事業については、昨年度と同様に助成を行ってまいります。

農業基盤整備促進事業につきましては、平成26年度から28年度までの3か年事業とし、低コスト生産や省力化のため、畦畔除去による水田の区画拡大など簡易な基盤整備工事に対し、引き続き10戸当たりの定額補助を行ってまいります。

有害鳥獣駆除対策につきましては、平成25年度に設置いたしました仁木町鳥獣被害対策実施隊を中心に、北海道猟友会仁木支部や関係機関と一体となりヒグマやエゾシカなど有害鳥獣の駆除を実施しておりますが、猟友会会員も高齢化が進み、今後、増えると予想される有害鳥獣に対応するため、若い世代への狩猟免許取得に対する支援に取り組んでまいります。また、エゾシカの農作物被害は年々増加しておりますので、エゾシカ用の電気牧柵を購入し、無償貸出しを行い、被害を最小限に食い止める方策を講じてまいります。

これからも、戦い抜ける仁木町農業の実現に向け、農業者の皆さまと力を合わせ、全力で取り組んでまいります。

町が保有する土地のうち、事業用地として利用が見込まれない町有遊休地につきましては、民間等への売却や賃貸に向け取組を行っているところであり、町広報紙やホームページなどを活用し、積極的に情報発信してまいります。また、町が所有しております山林につきましては、既に伐期を迎えている長沢西の町有林の伐採を行ってまいります。今後におきましても、水源の涵養機能や生物の多様性の保全を行う上からも、町有森林について調査の上、計画的な森林施業を行ってまいります。

我が国の景気は一部に回復に向けた動きが見られますが、地方にとっては依然として厳しく、町内の小規模事業者は非常に厳しい経営環境にあります。町内の商工業者が経営合理化や事業の円滑化を図るため、道融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行ってまいります。また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっている商工会に対する助成も継続して行ってまいります。

企業進出は、町内経済の拡大や就労の場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果をもたらします。仁木町企業立地促進条例を改正し、小規模な企業の誘致も進めてまいります。

地域協力活動に従事する地域おこし協力隊につきましては、本年4月から活動が可能となるよう関係機関と調整しながら取り組んでまいります。

仁木町観光管理センターは、果樹観光農家の組織化や観光農園と直売店の相互調整、観光情報の発信等、公の施設としての役割を担っております。引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努めてまいります。なお、観光管理センターのあり方等、今後の方向性につきましては、引き続き関係機関・団体と協議を進めてまいります。

観光農業の拠点施設であるフルーツパークにきは、平成13年7月のオープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設としての役割を担っております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図るとともに、中長期的な視点からの施設のあり方を引き続き検討・協議してまいります。

「さくらんぼフェスティバル」や「うまいもんじゃ祭り」などの各種イベントにつきましては、引き続き実行委員会を始め、関係者の皆さま方にご理解とご協力をいただきながら、効果的な観光イベントとなるよう実施してまいります。また、イメージキャラクターや観光PRなどの観光振興事業や業務推進に係る観光協会に対する助成につきましても継続して行ってまいります。更に、本町の特産品のPRを野球界及び空手界において、第一線でご活躍されている「にき果実とやすらぎの里大使」であります井口氏、岩

本氏の両氏によりまして、本町の魅力を情報発信していただき、認知度及びイメージの向上を図っていただけるよう、要請してまいります。

スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流活動の場であるふれあい遊トピア公園は、町民の皆さまを始め、多くの方々の利用により賑わっております。民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度による運営を行ってまいります。

昨年度、1億円余りの寄附を頂いたふるさと納税につきましては、本年度も寄附者に対して感謝の意を表するため、関係機関・団体のご協力をいただきながら、返礼品贈呈事業に取り組んでまいります。

協働。持続可能な行財政運営と協働のまちづくり。本町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。また、急速な少子高齢化や人口減少が続いている中、地方分権型社会に対応した広域行政及び持続可能な地域づくりを推進していくためにも、北海道及び周辺市町村との役割分担を明確にしながらか相互の連携をより一層強め、地域の特色や実情に応じた取組みに努めてまいります。

心豊かな地域社会を築くためには、地域におけるコミュニティの充実が不可欠であります。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支えあい、助け合う地域コミュニティづくりを推進していくため、まちづくり協働事業助成制度を創設し、また、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会等への活動補助も継続してまいります。

「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりが進む中、今後、情報提供への要望はますます高まることが予想されます。町広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での行政情報及び地域情報の発信を行い広聴機能の充実を図り、行政情報等の共有化に努めてまいります。

地方分権の一層の進展により地方公共団体の役割が増大し住民ニーズが高度化・多様化する中、職員の勤務実績や能力、性格、適性などを的確に評価、把握し、管理監督者及び職員の課題解決能力など、資質の向上と職場の活性化を図るため、人事評価制度を導入してまいります。

むすび。以上、平成28年度の町政執行に関する所信と主な施策について申し述べました。自然に恵まれた本町を、さらに発展させ、次代を担う子どもたちの未来のためにしっかりと引き継いでいくことが、私に課せられた最大の責務であります。少子高齢化が進み、先行きが不透明で町政の舵取りが難しい時期にありますが、今日の仁木町の礎を築いてこられた先人達の高い志や意志を思い起こし、まちづくりを進めて行かなければなりません。町民と行政の協働による町政運営を基本として歩み進めていくことが「果実とやすらぎの里」の実現につながるものと確信し、職員と一丸になって全力を尽くす決意であります。町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、執行方針といたします。

○議長（横関一雄）次に、『平成28年度仁木町教育行政執行方針』について、発言を許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）平成28年度仁木町教育行政執行方針。

平成28年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様のご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、平成27年度の教育行政を円滑に進めてまいることができましたことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、昨年度は、平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法

律が施行されたことに伴い、新しい教育委員会制度がスタートいたしました。首長が招集する総合教育会議では、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定など、町長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の課題やあるべき姿を共有し、効果的な教育行政を進めるべく協議をしております。

平成28年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、「仁木町に生まれて良かった。育てて良かった」と誰もが思える町にするため、町の最上位計画であります第5期仁木町総合計画を基に、仁木町教育大綱及び仁木町教育目標に定める「心豊かに学び育むまちづくり」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」の一層の連携のもと、取組みの方向と具体的な施策を定めました。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、学校教育について申し上げます。学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。平成24年度から小・中学校完全実施となった学習指導要領の中でも、「生きる力」を育むという理念のもと、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成を目指す学校教育の推進が図られているところであります。本町の学校教育におきましても、円滑な学校運営を基盤にしながら、防災教育も含め、すべての分野で一層の充実を図るため、7つの重点を定めました。

重点の1つ目は、「あいさつの励行」であります。おはようございます、こんにちは、さようなら、ありがとうといった挨拶は、学校生活はもとより親子関係などすべてのコミュニケーションに必要であり、挨拶を通して児童生徒の公共心や社会性を醸成していくことは、極めて重要なものであると考えます。また、挨拶を行うことにより、理解し合えるようになり、一日を気持ちよく生活できることから、学力向上にもつながるものと考えます。昨年度、小・中学校で、「あいさつ運動」を積極的に取り組んだ結果、立ち止まり、目を見て挨拶ができる児童生徒が増えました。本年度も引き続き、誰に対しても気持ちが伝わる元気で心のこもった挨拶ができるように「あいさつの励行」の継続と挨拶で育まれた関係を発展させ、町民の皆様から声かけができる環境づくりを進めてまいります。

重点の2つ目は、「確かな学力の向上」であります。社会を生き抜く実践的な力を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用する力を育むことが重要であります。加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題解決する資質等の力を向上させる必要があります。

教職員個々が学習指導要領の趣旨を十分に理解し、指導力を高め、授業に反映していくことはもとより、教育委員会におきましても、側面からサポートしていくことが重要であると考え、昨年度から小学校における各学年教科単元テスト用ワークブック及び中学校における学力テスト問題用紙に係る費用負担、更には、小・中学校における日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担金の軽減を実施したところであり、本年度も継続してまいります。

全国学力・学習状況調査の結果から、知識的な学力や活用的な学力はともに定着してきておりますが、総体的な底上げが更に必要であると受け止めております。児童生徒数の少ない本町ではありますが、人数の少なさを活かしたきめ細かな指導の充実や、地域住民との協働による学びの充実、家庭学習の習慣化、小・中学校における連携を強化した組織づくりなど、学ぶ喜びを広げる取組みを一層進めてまいります。また、義務教育の9年間を通して一貫した教育を行う「小中一貫教育」や「小中併置校」につきましては、

昨年8月に北海道教育庁後志教育局の担当者を招き、学習会を開催したところであり、本年度は実践校への視察など、調査研究を進めてまいります。

I C T (情報推進技術)の活用につきましては、すべての小・中学校の普通学級に実物投影機を配置し、活用方法等に係る教職員向けの研修会を実施したところであり、今後も分かりやすい授業の実施に向け、I C Tの活用を促進してまいります。

A L T (外国語指導助手)の活用につきましては、小・中学校での外国語教育並びに英会話教室などの異文化学習教室を継続してまいります。

また、平成32年度からの小学校における英語教科化やグローバルな人材の育成に向けたA L Tの活用につきましても、学校関係者とともに調査研究してまいります。

学力向上支援員につきましては、引き続き町独自の予算で配置し、複数の教職員が協力して授業を行うT T指導や希望者を対象とした放課後学習会、夏休みや冬休み等、長期休業期間中の学習会を開催することにより、その日の授業や学期のまとめ学習等、一人ではなかなかできない学習を集団で実施し、学ぶ意欲や楽しさを育む取組みを継続してまいります。また、学習姿勢や整理整頓も学力向上につながるものと考え、昨年度から正しい姿勢で学習する立腰や勉強道具、身の回りの整理整頓などに心がける取組みを進めておりますが、本年度も引き続き定着化に努めてまいります。

特別支援教育支援員につきましても、引き続き町独自の予算で配置し、教育的配慮が必要な児童生徒に対して個々に応じたきめ細かな教育を進めてまいります。また、昨年11月に設置いたしました特別支援教育連携協議会につきましては、各学校、保育所(園)及び関係課との連携を強化し、支援を必要とする幼児及び児童生徒の実態を把握し、適切な相談・支援体制の充実を図ってまいります。

重点の3つ目は、「豊かな心の育成」であります。豊かな心を育むためには、美しいものに感動し、明るく、前向きに生きようとする心、他人を思いやる心と同時に自分を大切にする心(自己肯定感)が重要であります。自己肯定感が高い児童生徒は、学力も高く、率先した行動が見受けられますが、逆に自己肯定感が低い児童生徒は、感情的になりやすく、問題行動を起こしやすいと言われております。これらの心の成長には、道徳教育の充実や学校・家庭・地域の連携が必要であることから、文部科学省発行の「私たちの道徳」の活用のほか、参観日などでの道徳の授業公開や生き方講演会における地元講師の活用、自然体験やボランティア活動等の取組を促進してまいります。また、地域資源を活用し、総合的な学習や社会科の授業に本町の基幹産業である農業に関わる学習を取入れ、豊かな心や社会性・主体性を醸成するとともに、郷土を理解し、愛し、発展を願う児童生徒の育成を図ってまいります。更に、音楽交歓会などの文化的事業に加え、本年度から中学2年生を対象とした宿泊研修時における演劇等の鑑賞経費の一部助成を実施してまいります。

生徒指導につきましては、近年、全国で痛ましい事件が起これば大きな社会問題となっているいじめや不登校など問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、昨年度施行された「仁木町子どものいじめ防止条例」に基づき、町、教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関が一体となり、いじめの根絶に向けた取組みを進めてまいります。

児童生徒の心の悩みへの対応につきましては、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー、これは道費であります。この継続配置を北海道教育委員会へ要望してまいります。

情報モラル教育につきましては、インターネットやL I N E (ライン)などのS N S (ソーシャル・ネッ

トワーク・サービス)の利用方法について、共通で一貫した指導を関係機関、保護者、学校及び校種間の連携により進めてまいります。

重点の4つ目は、「健やかな体の育成」であります。健康な心と体こそ、確かな学力の基礎であると考えます。銀山小学校及び銀山中学校では、北海道教育委員会が行っている「どさん子元気アップチャレンジ」に縄跳びの種目で参加し、子どもたちの体力向上を図っておりますが、更に多様な運動や競技会等への参加促進に努めてまいります。文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、総合的に握力や柔軟性に課題が見受けられるため、課題解決に向けた取組を小・中学校、スポーツ少年団等と連携を図り、進めてまいります。中学校で行われている武道(剣道)の授業につきましては、地域指導者の協力をいただき、進めてまいります。

薬物乱用防止教育につきましては、関係機関と連携した取組により、危険性について積極的に児童生徒に広めてまいります。

健康な歯を守るための対策につきましては、国が提唱している「8020運動」の一環として、平成26年度から小・中学校で実施しておりますフッ化物洗口を本年度も継続してまいります。

重点の5つ目は、「信頼される学校づくり」であります。これまでの取組を更に進めるため、小・中学校の学校評価や保護者アンケート調査を実施し、保護者等に対し、その結果や改善方法の積極的な情報提供と説明責任を果たす取組の充実を図ってまいります。また、学校職員評価制度により、教職員による主体的な資質向上への取組みの促進やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底等、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図り、「託す安心の広がり」を創り出すことを重点に取組を進めてまいります。

居心地のよい学び舎づくりの推進につきましては、児童生徒が学び生活する学校は、安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校でなければなりません。各小・中学校とも築20年以上を経過していることから、本年度におきましても継続的な安全点検と計画的な営繕を実施し、快適な学習環境への整備を図ってまいります。

重点の6つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。全国的な防災意識の高まりから、小・中学校における各種災害対応マニュアルの整備、地震や原子力災害を想定した避難訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機対応能力を育てる指導、交通安全意識の高揚を図る指導・教育の充実にも努めてまいります。また、両中学校につきましては、地域防災拠点として位置付けられているため、町と連携を図りながら計画的な施設整備に努めてまいります。

児童生徒の登下校における安全の確保につきましては、これまで学校、道路管理者、警察等と連携を図ってまいりましたが、より着実かつ効果的・組織的な取組を推進するため、仁木町通学路安全推進会議を設置し、交通安全プログラムの策定や危険箇所の現地調査など、通学路の安全確保に努めてまいります。また、スクールバス運行や子ども110番協力の家の依頼等、児童生徒を見守る体制を継続してまいります。

重点の7つ目は、「学校給食の充実」であります。食に関する指導につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭により、計画的・系統的な食の指導の充実が図られ、食育の成果が現れてきております。小・中学校におきましては、保健計画に基づく食育の指導を充実させるとともに、家庭とも連携し、早寝・早起き・朝ごはん運動を一体となって推進していくことが重要であります。そのため、本年度も栄養教諭

を中心に、自ら健康管理ができる力を育てていくよう食育の充実を図ってまいります。また、食べる楽しさも大切なことと考え、果実の里にふさわしい果物等の地場製品の活用と安全・安心で栄養豊かな給食の提供を継続してまいります。

食中毒予防・感染症対策につきましては、衛生管理の徹底やインフルエンザ・ノロウィルス等、感染症予防対策の充実が重要課題となっていることから、積極的な情報収集と適切な情報提供に努め、学校・家庭等と連携した予防対策を進めてまいります。

学校給食共同調理場の運営につきましては、保護者の皆様をはじめ、関係者のご理解をいただきながら、業務を進めているところでありますが、昨今の物価高騰による食材単価の上昇に伴い、給食費改定の検討を重ねてまいりました。その結果、現在の給食費では、これまで同様の学校給食の提供が困難であるとの結論に至り、本年度からの給食費を約1.9%値上げさせていただくことといたしました。保護者や関係者の皆様には、ご理解とご協力をいただくため、内容の周知徹底を図ってまいります。また、本年度から、本町のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略により、子育て世代の経済的支援の一環として、学校給食費の負担軽減措置が講じられる運びとなっておりますので、この取扱いにつきましても、対象となる保護者に対し、十分に周知を図ってまいります。児童生徒の栄養価の確保や献立メニューの工夫・改善など、今後とも当調理場の円滑な運営と徹底した衛生管理により、安心・安全な学校給食を提供するよう努めてまいります。

以上、学校教育の7つの重点と具体的な取組につきまして申し上げます。

続きまして、生涯学習について申し上げます。生涯学習につきましては、4つの重点を定めました。

重点の1つ目は、「第7期仁木町社会教育中期計画4年次目の事業推進」であります。読書習慣の定着、子どもの体験活動の充実及び活動参画機会の拡充の3つを中心に取組みを進めてまいります。読書習慣の定着につきましては、早い時期からの取組みが必要であることから、乳幼児健診の機会を活用して、6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、親子読書の推進を図るブックスタート事業と地域の読書サークルと連携した絵本の読み聞かせ会を実施してまいります。

子どもの体験活動の充実につきましては、子どもたちに民間企業や町内社会教育関係団体の協力を得て実施する職業体験や各種教室等、一年を通して継続的に様々な体験をさせ、生きる力とふるさと仁木への愛着や誇りを育む子ども体験塾を実施してまいります。また、ALTを活用し、就学前の子どもたちを対象とした異文化体験教室(英会話教室)を実施してまいります。

活動参画機会の拡充につきましては、女性のつどい、やすらぎ大学、地区学級、地域の各種イベント等の活動支援を行い、拡充を図ってまいります。

重点の2つ目は、「文化活動の推進」であります。文化活動は、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で必要不可欠なものであります。地域に根ざした文化活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を行うとともに、仁木みらい塾等の関係団体と協力し、文化芸術に触れる機会の拡充に努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、引き続き町内文化財の調査・保護活動を進め、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるとともに、郷土を愛する心を育むための学習教材として学校授業での活用を図り、文化財を理解し、親しみ、保護していこうとする意識の啓発に努めてまいります。

重点の3つ目は、「スポーツ活動の推進・充実」であります。スポーツは、人格の形成や体力向上、健康

長寿の礎であり、青少年の健全育成や明るく豊かで活力に満ちた社会形成に貢献するものであります。町民皆スポーツを推進していくため、教育委員会ニュース等により、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各種スポーツ大会情報の提供、体育協会・スポーツ少年団・銀山総合型地域スポーツクラブ等の活動支援による各種事業の充実とスポーツ指導者研修会の開催等、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。また、各種スポーツ団体の協力による少年スポーツ教室の開催等、スポーツ活動を通じた世代間の交流も図ってまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の有効利用」であります。本町の社会教育施設には、仁木町民センターや仁木町民センター・図書室等の文化施設と仁木町山村開発センターや仁木町民スキー場等の体育施設があり、各施設とも町内外から多くの皆様にご利用いただいているところであります。仁木町民センターにつきましては、町民の皆様の交流の場として、また、生涯学習の拠点施設、管内的な集会施設として、適切な管理運営に努めてまいります。

仁木町民センター・図書室につきましては、北海道立図書館等の指導をいただきながら、引き続き計画的な図書の購入、蔵書の整理により読書環境の整備を図り、子どもから高齢者まで、町民の皆様の心やすらぐ空間としての学習機能の充実を図るとともに、行きたい・読みたいという欲求に応える町民図書室となるよう努めてまいります。また、より多くの皆様に利用していただけるよう、利用促進のための啓発と夜間開放を継続してまいります。

仁木町山村開発センター及び仁木町民スキー場につきましては、指定管理者と連携し、スポーツ活動の中心的施設として、多くの皆様にご利用いただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。なお、仁木町民スキー場につきましては、指定管理の協定期間が本年度で終了することから、次回の指定管理者募集に際し、リフト料金の見直しを検討・協議の上、条例改正に向けた取組みを進めてまいります。

以上、平成28年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。子どもから高齢者まで、町民の皆様が果実とやすらぎの里に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面での学びが保証され、信頼される教育行政を執行してまいります。

町民の皆様の積極的な参画と町議会議員の皆様をはじめ、教育関係機関・団体の一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）以上で、『平成28年度仁木町町政執行方針』、『平成28年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時49分

再 開 午後2時49分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。なお、次回の開催は、明日、3月11日金曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議、大変お疲れ様でした。

散 会 午後2時50分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成28年3月10日～3月23日（14日間）

1日目 平成28年3月10日（木）

（開会～午前9時30分／散会～午後2時50分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について（専決第2号）	H28.3.10	承認可決
議案 第1号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28.3.10	原案可決
議案 第2号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28.3.10	原案可決
議案 第3号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28.3.10	原案可決
議案 第4号	仁木町ふるさと振興基金条例の全部を改正する条例制定について	H28.3.10	原案可決
議案 第5号	平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）	H28.3.10	原案可決
議案 第6号	平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	H28.3.10	原案可決
議案 第7号	平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	H28.3.10	原案可決
議案 第8号	平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	H28.3.10	原案可決